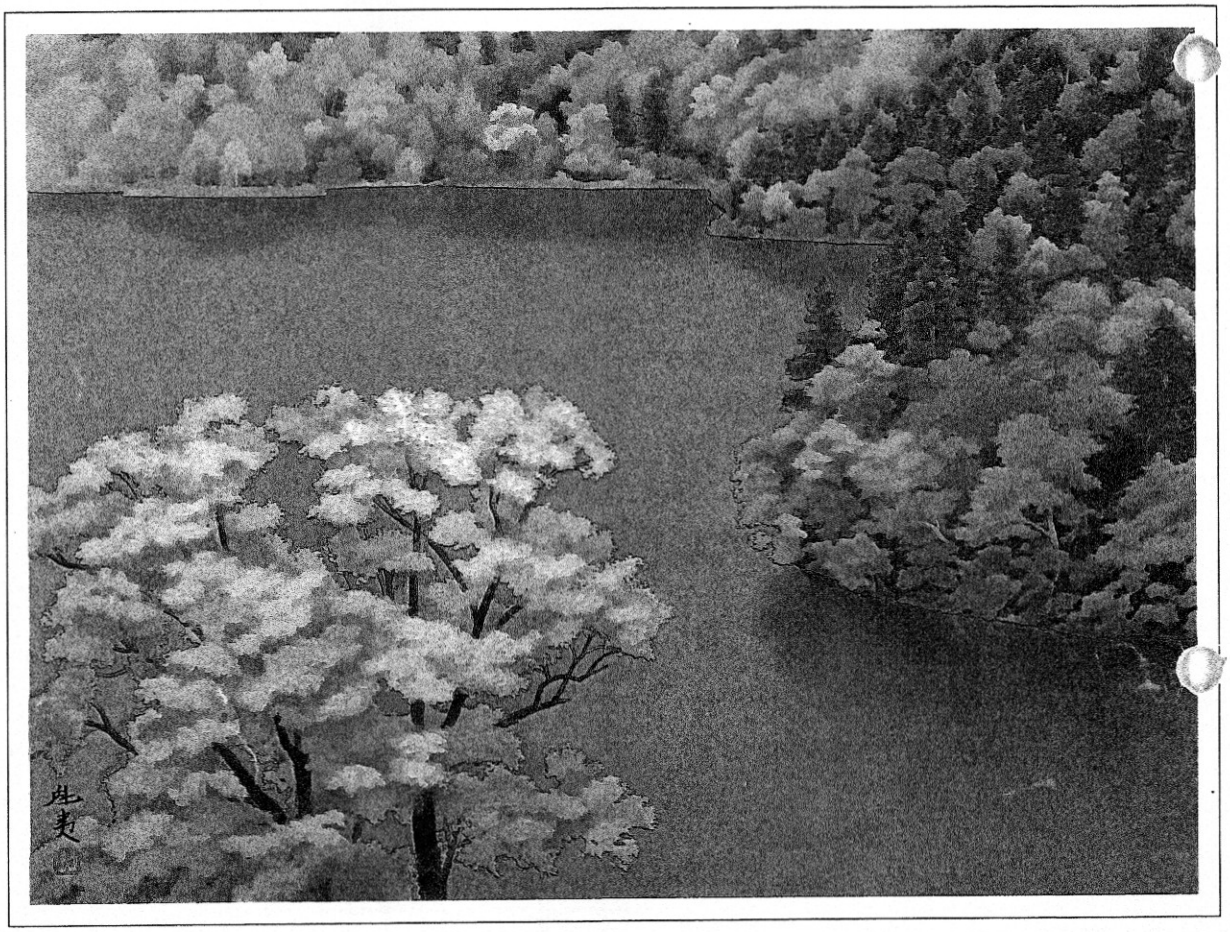
ISSN 0911-6060

# 国民と森林

1998年・新春
第　63　号



国民森林会議



# アウトサイダーから見た林業、3つの不思議

森田稲子
（第一プランニングセンター）

私は林野庁や林業関係の多くの方々とお付き合いを始めて三〇年以上になる。全国林業改良普及協会八年、今の会社（社名の第一は第一次産業の意）二三年である。大学も専門外、都会そだちで、林業どころか森林についてもほとんど関心の無かった私だが、いつの間にか林業や森林が、ライフワークのテーマになってしまった。

林団懇や林政ジャーナリストの会にも所属しているが、ほとんど紅一点のことが多かった。民間で女性という立場は、たえずアウトサイダーであり、おかげで、非常に恵まれた所から、林業ウオッチングを続けてこられたように思う。

そこで、三〇年間の変わったスタンスから、間違いや思い込みを恐れず、日頃、不思議に思っていることを述べてみたい。

## ①日本の行政は、自国の森林の状態をどこの国よりも掴んでいたのではなかったか

最近、ある講演会で大学の先生が、これから重要なのは、日本の森林の現状、所有関係や資源状況などをよく把握することだと、指摘されたのにはびっくりした。

というのは、二〇年前に、林野庁の森林計画を担当されていた若い技官が、「日本の林政が世界に誇れることは、自国の森林の実態を隅々まで良く把握していることだ。」と誇らしげに言ったことを、強烈に覚えているからである。

五年ごとに、森林の状況を航空写真で撮ることは法律で義務づけられているし、細かく所有区分された地図もあって、林地が針葉樹か広葉樹か、人工林であるならば、それが何齢級か、所有者さえ分からないことまで知っている。そうでなければ、森林資源計画はたてられないはずだと私も思い込んでいた。

もし私の認識が正しいとすれば、そんな重要なことを、なぜ、トップリーダーである大学の先生までが誤解してしまうのだろうか。まことに不思議である。

## ②なぜ民有林行政のキーワードが聞かれなくなったのか

次は、二二、三年前のエピソードである。ある仕事で、建築家のグループを前に、一枚の地図を広げたことがある。それは所有者別に区分された林野地図であった。

その時五、六人いた全員が感嘆の声を上げた。彼等は、それまで山に所有者がいることすら知らなかったから、一つの山が実に多くの人達により、細かく分け持たれている事実を知ってびっくりしたのである。

私は、それ以来、民有林問題の解決の基本は、個々の所有面積の大きさではなくて、一定地域の山林所有者がどれだけ纏まることが出来るかだと、思うようになった。私の友人は二〇〇ヘクタールの山持ちだが、その林地は約五〇か所に分散されている。日本では、どんなに大きな山林所有者でも、五〇haとか一〇〇haとかを一団地でまとめて持っている例は少ない。とすれば、一定地域の山を対象にする限り、大山林所有者も小規模林家も条件は同じということになる。

地域として纏まらなければ、林道を通すにしても、間伐などの育林や木材生産を行うにしても、効率がわるくて仕方がないし、奥地林では、せっかく伐期を迎えたのに、木材生産が出来ない場合だって出てくる。

目　次

季刊　国民と森林

No.63　1998年新春号

巻頭インタビュー
アウトサイダーから見た林業、3つの不思議
森田　稲子
自然保護雑感　四手井綱英 …… 2
林政審中間報告を読んで
国有林改革の論議　手束平三郎 …… 8
「環境財としての森林」を中心にしよう
金田　平 …… 10
―森林所有者の眼から　工藤　俊夫 …… 11
公益的機能重視への「転換」は疑問
剱持　浩裕 …… 12
必要とされる権限の委譲　高橋銑十郎 …… 13
今一度、原点に返って見直せないか
只木　良也 …… 14
「緑豊かな国土」の目標をもう一度
速水　亨 …… 15
森林は今日も明日も生きている
三浦　綾子 …… 16
国民参加システムの構築を
吉沢　四郎 …… 17
論文紹介
国有林野事業の抜本的改革によせて
嶋崎　譲 …… 19
公開講座
どんぐり銀行と都市市民　松下　芳樹 …… 20
山縣家の森林経営を視て　島　喜壽雄 …… 24
アトランダム雑誌切抜き …… 30
切り抜き森林・林政ジャーナル …… 33

表紙の言葉

盛　秋　　東山魁夷

黄に紅に彩られた山や森は
秋の豊かさと喜びに輝く
湖は空の青さを反映し
透明度を深めつつ
共に美しいハーモニーを奏でている

目次題字　隅谷三喜男

したがって、政府が新しい予算や政策を打ち出す時には、団地化、集団化、計画的、生産組合、森林組合などの言葉は、民有林政策のキーワードであった。ところが最近、林地所有の規模拡大という話しは聞こえてきても、そうしたキーワードが聞こえてこないように思われるのは、なぜなのだろうか。

### ③「国産材時代来る」という夢のフレーズは、本当なのであろうか

よく日本には一千万ヘクタールの人工林があるといわれる。私は、その七・八割が戦後の拡大造林よって誕生した新興林業地にあると思っている。戦前から木材生産を行ってきたのは、吉野や北山、日田などごく僅かの地帯であり、日本の多くの人工林は、山村住民ではあるが、それまで、ほとんど造林経験のない人々によって造られたのである。

私は一七～八年前に「間伐のすすめ」というパンフレットを製作したことがある。その時、なぜ間伐が進まないのか悩んでいるうちに、多くの新興林業地では、間伐が初体験だからではないかと思うようになった。間伐が行われた綺麗なスギやヒノキの林が身近かにないから、どんなに自分の山が汚くても間伐遅れとは気付かない。さらに、今まで木材生産を行った経験がないため、素材生産業者も、製材所も無いし、森林組合はあっても労務班を持っていない。森林資源が充実してきているのに、伐採以降の基盤が育っていないのは、当然のことなのである。

しかし、「国産材時代来たる」と、夢のフレーズを語るときに、先進林業地も新興林業地も、同じ次元で話される事が多いのはどうしてなのだろうか。

# 自然保護雑感

四手井綱英

## 人と動物の関係　(一)

「鳥獣保護区」と言う区域が全国的に各県に制定されている。これは各県の担当課が、地元の了解を得て制定した。鳥獣を保護し、狩猟などによる鳥獣の捕獲を禁止した区域だが、全く奇妙なことに、殆んど総ての保護区で例外的ではあるが農林業に対するいわゆる有害鳥獣は許可を得て捕殺してもよいことになっている。この但し書きのない鳥獣保護区もあるかもしれないが、私は京都府の鳥獣保護にも関係しているが、有害鳥獣駆除の但し書きのない保護区を知らない。これは鳥獣保護区を造る場合必ずその保護区に関係のある地元の農林業家の代表者を交えた人々の許可を得なければならないので、その協議会で、有害鳥獣は直ちに駆除すると言う但し書きがついてしまうのだ。しかし鳥獣の保護が農林業への害鳥獣には及ばないと言うのは全くおかしい。害鳥とか害獣とか言うのは人が便宜上勝手に決めたもので、鳥や獣の元からもっている性格ではない。たまたま、食物として美味しいものが、林業用の樹木になっていたり、農業用の作物になっていたので、それの好きな動物が餌として食べたことが、農林業への加害行為と見られ、害鳥とか害獣とか言う名前を付けられたのだ。昔といってもそう古いことではないが、近代の機械や化学の文明にならない時代には、農林業を加害する各種の動物を殺してしまおうと言う考え方と言うか、思想というか、そう言うものを日本の人はほとんど持っていなかった。害虫ですら殺すと言うことは考えなかったようだ。蚊やり火が蚊取り線香に変って、蚊は殺されるようになった。鳥追いとかしおどしの垣は、獣が自分の田畑へ入らぬよう、山へ追い返すことを心掛けたものだが、鉄砲の普及と共に、鳥も獣も加害者は殺されるように変ってしまった。虫おくりとか鳥追いは自分の住む集落の外れまで、追って行って、ここから中へ入らぬよう虫や鳥にお願いをしたのだろう。その上、野菜や果物に、虫の食べ跡や鳥のついばんだ跡ぐらい多少あっても、商品になったし、誰もが当り前のことだと思っていた。林産物でも農作物でも多少は虫や鳥獣に分けてやるのが当然と言う思想もあったようだが、近年は、そんな根跡の残る物なぞ商品にはならなくなった。結果的に皆殺しを目的にした方策が採られ、薬品にも殺す目的のものが多数市販されるようになった。

私の家の庭の一方には、「生産緑地」の許可をもっている農地が三反ほどかたまっている。この農家が除草剤や殺虫剤を使用する結果だと思うが、私の家の庭にはネズミもモグラモチも住まなくなった。もちろん虫の種類も著しくへってしまった。それにともない最近までいたイタチの姿を見なくなった。よく児イタチが私の庭の生ゴミで造っている堆肥へ何頭も来ていたのが、ここ二年ほどは見たことがない。ネズミは家へハツカネズミが時おり出て来るが、イエネズミもハタネズミもドブネズミも来なくなった。

今年は来る小鳥の種類もかなり少なくなってしまった。もうサイレントスプリングになりかかっている。殺し屋の加害はこうして動物の住めない地域を拡大しているようだ。

農林業への加害動物を枠外においた自然保護で、はたして良いのだろうか。私には多分に疑問がある。近年地球規模で生物の多様性の維持や稀少生物の保存が唱えられている時、林木や作物が加害されると言うことだけで、皆殺し的なことをやってもよいのだろうか。鳥獣保護区を造りながら、加害生物を保護の対象から除外してもよいのだろうか。

先日二回ほど、京都府北部の農山村をかかえる町長と鳥獣の保護について議論したのだが、その内容は次のようなことだ。少し前までは、農家や林家の主人は、少くとも毎日一回は自分の持ち田や山林を見てまわったものだ。いくらなまけ者でも二、三日に一回は巡視して、その都度農地では水田の水の状態やその他を微調整したものだ。山林へは鉈や鎌や鋸などを腰に弁当持ちで廻り、木にからむツル類を切ったり、枝打ちをしたり、除伐をしたりしたものだ。近頃は農林業共に田畑や山林へは、ほとんど必要な作業をする時だけにしか行かなくなった。以前は格別の用事がなくても、自分の持ち田や持ち山はどうなっているか見て廻るのが秀れた農民であり、秀れた林業家だったのだ。こうして何時行っても、田畑には農民がいるし、山林の休小屋には弁当が下がっていたものだ。だから鳥やけものはそれほど悪いことはしなかったのだ。近頃は、田畑も山林も殆んど無人だ。鳥やけものが出て来るのは当り前だ。私はよく農民や林業家に言うのだが此の頃は新幹線で滋賀県の穀倉地帯である湖東平野を走っても、車窓から見える水田にはシラサギが所々立っているだけで人影は殆んど見ない。新幹線などなかった昭和初期の東海道線では、どの田にも何をしているのか人の姿があって、逆にサギなどは見えなかった。何時いっても人が何かしている田畑が見えるのが農村だったし、林家を尋ねると、主人は山小屋に居りますと言う返事が返って来るのが、林業地の常だった。こうして、山林も農地も何時でも人の臭が絶えないと、鳥も獣もそんなに悪いことは出来ない。里山がちょうど動物と人の共存する場所で、それから里の方へは動物はあまり出て来なかった。だから害鳥獣と言っても、それほど多い種類でなかっただろう。これなら害鳥獣は駆除しますと言うただし書が付いても、大方の鳥獣保護は成り立ったのだ。しかし今では里山へも人が殆んど入らなくなった。動物達はわが者顔で田畑や里山へ出られる。人が十分管理しているはずの田畑には時たましか人が行かなくなってしまったのだから、その跡へ動物が平然と出て来て、好きなものを喰うのをいけないとは言えないのではなかろうか。農業の各種作業が近代化し、教科書通りに作業すれば、必ず一定以上の収穫があげられるようになり、農民の側も専業でなく、副業でも米作りが出来るようになったのは、農業技術の進歩には違いない。しかし必要以外に田畑を見廻らなくなったのは、この進歩のせいであり、そのようにめったに田畑へ出なくとも一定以上の収穫があるのをよいことにして、ほんとにこれからの農業が正しく行なえるのだろうか。先年、気候が悪く、東北地方が冷害で米の収穫がかなり低下した時、たまたま私は山形へ行っていて、北部の冷害地できいた話では、やはりしょっちゅう自分の田を見廻わって、水のかけ方などを注意深くやった人は、教科書通りしかやらなかった人に比べ被害が軽かったそうだ。私はいくら農業技術が進んでも、開放的な農林業では、出来る限り、人々が、農地や山林へ行って見廻ることは決して近代化のさまたげにはならない。自分の耕している農地を必要の最低限しか見廻わらなくとも良いことは誰も近代化農業の主要事項とは考えないのではないか。自分の仕事にはいくら近代化、合理化が進んでも、もっと愛情を持つべきではなかろうか。

めったに田畑へ行かなくとも、米が出来、山へ入らなくとも木が育つから、その方が良いと言って、他の仕事に熱を入れ、人の来ぬ間に鳥獣が田畑や山林を荒したからと言って、皆殺しにして良いと言う考え方が一般に通じるだろうか。

環境の保全、自然の保護、野生動物との共生が唱えられる。自然破壊をやり過ぎた現代社会では、私はもう一度じっくり考え直してもらいたいものと思っている。

# 人間と動物の関係 (二)

最近私の所へワシ、タカの保護問題がしばしば持ち込まれるようになった。元来私は動物は専門外で、植物の中でも森林を主とした緑色植物の生態学的研究が私の専門分野なのだ。所がどうして鳥特にワシ、タカの問題が私の所へ持ち込まれるようになったかには、色々な経緯がありそうだ。その初めは私がモンキーセンターの所長を引き受けたことにある。モンキーセンターには付属のサル類だけの動物園がある。本来は私立の研究機関なのだが、表向きはサルの動物園の方が有名だ。戦後このセンターで、色々と内部のごたごたが続いたので、スポンサーの名鉄が改革案を造るための委員会を造った。このセンターの設立当初の首謀者はかの有名な今西錦司氏達だが、今回も氏の依頼で、この改革委員会の委員長に私が指名され、何回かの会合の後、改革案を出したが、折角改革案を作ってくれたのだから、その提案者が、次の所長をやれと言う話になり、私が、初代所長の宮地傳三郎氏の後を受けて所長に任命された。そのことが影響して、所長時代になった環境庁の審議員では、私は動物部会の専門委員会に属することになった。

モンキーセンターの所長になったのは、決して私が動物に関して専門の知識人だからではない。私の専攻する森林生態学は森林と言う生態系について学ぼうとしているわけだから、その中には森林に住む動物の生態も当然含まれると言う考えから私の研究室には、土壌動物をやるものや、森林昆虫をやる者などが出て来ていた。サルもまた森林の動物だから、森林生態系の一員だ。私がサルの研究機関の長になっても、決して不思議ではない。と言うのが私の考え方だったのだが、こんないきさつから、私は何時の間にか動物の保護に就ても発言するようになってしまった。

環境庁の審議員で、野生動物部会の一員であった時代に思い出に残っているのは、トキを全部捕獲して、ケージの中で増殖させようと言う案に私一人だけが反対したことだった。

私の反対の主な理由は、一、日本ではこのような鳥を飼育して増殖させた経験が全くないこと。二、当時佐渡に残っていたトキはたしか七羽だったが、これでは、うまく雌雄が半分宛いたとしても三組しか出来ない。せいぜいうまくいっても一組か二組しかうまく行く夫婦は造れないだろう。その上高齢の個体が多いと言う話だ。それでは成功する確立が極めて低い。むしろ不成功だと考えた方が良い位だ。それなら、ケージの中で飼っても増殖させることは絶望的だ。むしろ絶滅するならケージの中で絶滅させずに、野鳥らしく野外で充分めんどうを見てやった方が良いのではないか。最後の段階の考え方は科学的ではないかもしれないが。農薬をやらない水田を含む森林地帯、そしてじゃまになるカラスを追っぱらう方策を考えて、そこで自然の生活を最後までやらせてやりたかった。しかし私一人だけの反対に終り、結局全数捕獲で飼育する案が通り、実行されてしまった。今でもケージの中で最後を迎える日本のトキの最後が可哀そうで仕方がない。

話は横道にそれてしまったが、こんなことからその後私は野鳥や野獣の保護問題に狩り出されることになってしまった。野生ザルはもちろんのこと、シカの問題、カモシカの問題と次々と保護関係の調査員や委員になった。

ワシ、タカの保護に係わったのは、逗子の米軍宿舎問題で、その頃の市長が、米軍宿舎建設予定地の元弾薬倉跡地の自然に就て色々な調査をやり、建設反対の資料を集めていた時で、この建設予定地内の野鳥、特に猛禽類の調査を市長が計画し、その調査委員会の長を私にたのんで来たのが初めであった。何故私がたのまれたのかは、はっきりしないが、やはり環境庁の野生鳥獣の審議員をしていたからしい。委員には、ほんとうのワシ、タカ類の専門研究家が何人も居たので、私はとりまとめに関係しただけだったが、この調査委員会で私も色々と猛禽類の生態に就て知識を得た。こんなことが続いて、何時の間にか私はワシ、タカ保護の専門家に仕立てられてしまった。最近では、京都府や滋賀県で、開発事業等で、里山等を調査し、そこに、ワシ、タカ類が住んでいることが分かったりすると、すぐ私の所へどうしようかと相談が来る。捨てはおけないので、専門ではないがとことわって、結局は引き受けて、保護問題と開発との関係を調制する立場に立ってしまうのだ。

最近取り扱ったのは、先ずオオタカの営巣地の問題であった。このタカは希少鳥類として、特別の保護の対象になっている。

京都市の南部奈良県境に近い地域に、新しい学術研究都市として、京阪奈学術都市が目下開発中であるが、その都市の中核となる地域の中心部に、京都府営の記念公園を造ることになった。その予定地は古くからあるアカマツ林の中の池を埋め立てて造る計画をしていたが、その池のそばのアカマツ林にタカの巣が発見され、この公園の造成が問題になった。このタカの巣は時々タカが飛来はするが、近年抱卵しているのは認められていないものだ。しかしこの巣を今後全く使用しないと言うわけでもなさそうなので、私は池の埋め立てをやめて、現状のままで造園すること。池の半分とその周辺のマツ林約三〇ヘクタールをタカの巣の保護林として残し、人工的に造園するのは残りの半分だけにする案を府に示し、府はそれを呑んで、学研都市の記念公園を造成して、タカの生活と開発の関係を調整した。次で同じ学研都市の木津地区の北部団地では、オオタカが営巣中の尾根に近いアカマツの林が開発計画を造る段階で発見された。その巣とオオタカの生活を守りながら、この地区をどのように開発して行くかが、私に与えられた課題だった。

最初に委員会で出て来た案は、単純に「開発をやめればよい」だった。所が奇妙な事だが、開発をやめれば、この地区は現在の多くの土地所有者が、各々の一存でどのように自己所有の山林を取り扱うかは、誰も統制することは出来なくなり、農地との関係が殆んど無くなった里山はどうなるか分からなくなる。恐らく現状のままの山林で残ることはないし、全くタカの保護問題は棚上げになってしまう。結局地区を統一して開発を考えている学研都市の開発公団の開発の仕方を変更して、オオタカの営巣中のマツの木の周辺の山林をどれだけ、現状で残すかが、当面の問題になる。そこで私はタカの巣の周囲のマツ林を約四〇ヘクタールそのままで残すことにし、それに隣接する、同じ位の面積を保護地帯として、研究機関などの建物を造らせるが、今迄のようにマツ林を皆伐して土地を造成して、建物を建るのではなく、現状の地形、植生を出来るだけ残し、その中に点々と必要な建物を建てるように要請し、北部団地の南半分を一般住宅地にするような基本計画案を作成して、その案によりこの地区の開発をすることになり、関係町村も保護団体も了承した。タカの巣の周囲約四〇ヘクタールは狭いようだがこれは開発区域内の面積で、開発区域に入っていない尾根筋に同じ面積ぐらいのマツ林がそのまま残るから、少くとも八〇ヘクタールほどのマツ林が今後の巣を直接守る地域として残る。タカは営巣中かなり敏感になっているが、その他の時期は人と接触しても、あまりいやがることはないようだ。ほとんどの採食は農地が果樹樹などの開けた所で行なう。密林中では捕食がむずかしいようだ。以前はどうだったか知らないが、最近ではオオタカばかりでなく、クマタカなどもほとんどの営巣木がアカマツの大木である。アカマツは二次林の樹種で、いわゆる里山の組成樹種であるから、これらのタカ類が住み、利用しているのは、人気のない奥山の原生林ではなく、何時でも人がいる平野部に近い森林だから、彼等は人々の生活をよく知っていて、人と共生しようとしていると考えてもよいだろう。ワシ、タカ類にはもっと都市化した街の中に住むものまで出て来ている。ハヤブサの類などでは、街の高層ビルを岩山に見立てて、その高所のテラスなどに営巣するものまであらわれていると言う。オオタカなどは藩政時代の殿様のタカ狩用に飼われていたタカであることもあって、決して人ぎらいではない。営巣中はかなり過敏になるが、その他の時は余程悪いいたずらでもしない限り、林道の近くで平気で採食したりするらしい。だから開発との関係も、タカの巣が近くにあったからと言って、一率に開発をやめるなどの処置を採る必要はなく、タカの年を通じての行動を充分に観察して、対処した方が良いのではなかろうか。その上オオタカやクマタカ等は環境庁が調査した結果よりは、かなり多数が生息しているようだ。京都市近郊の里山でも、大体一番のテリトリーぐらいの間隔で、東山や西山、北山に住んでいるようだ。私の方には色々な情報が入ってくる。

東山の北部に瓜生山のあたりに住むオオタカは、街並を越えて御所の外苑まで採食に来るらしいし、北山の京大演習林の試験地ではオオタカがけんかでもしたらしく、私の孫はカブト採

りに行って、タカの羽根を何枚も拾って来た。西山の大きな住宅開発地では、施行者がその新しく造成された団地の中央部にバードウォッチングのための池と周辺の森林を造成して、小鳥を集めたら、池に飼っていたカモが、オオタカにやられてしまったと言う。前記の学研都市の周辺の里山にも大分多い数のタカ類が住んでいるらしい。

さらに最近、岐阜県と滋賀県の県境に連なる奥伊吹山地に場水ダムが計画された所、そのダム関係の道路からあまり遠くない所に、クマタカとイヌワシの巣が発見され、計画を大幅に変更することになったが、本年はワシもタカも目下営巣中であることが分かり、造成工事その他関係する仕事を一切中止していると言う報告があった。

このイヌワシは里山ではなく、奥山に近い断崖に営巣するが、イヌワシも決して極端に人をさけて生活するのではなく、採食はやはり、皆伐跡地とか、新植地とかが良いらしい。

ダイビングをして生きたウサギ等を採るこの鳥も密林では採食はむづかしいらしい。さらに近頃のように人が皆伐をしたり、人工植採をしたりしなくなって、開放地がへると、食料のウサギ等も以前よりかなり減少してしまったらしく、イヌワシは営巣地だけを守っても保護にはならないようだ。むしろ積極的に餌のウサギ等をふやす方策も考えてやらないといけないらしい。そうなると、彼等のテリトリー内に皆伐地や新植地を進んで造ってやる必要もあり、人の行為をさけてはワシ類の保護も達成出来なくなりそうだ。この点、ワシ、タカの保護問題も根本的に考え直し、単に林道を開発するのをやめさせるような運動をしても、ワシ、タカの保護にはなりそうにないようだ。

## 鳥獣の保護問題 (三)

以上鳥獣保護区における有害鳥獣の駆除問題やワシ、タカ類の保護問題に関係していて、考えついたことは、今までの日本の野生動物の保護は、全国にわたって、鳥獣保護区や銃猟禁止区をある限られた面積だけ造るだけで、現在問題になっているような、種の多様性の保存や群の保護がはたして達成出来るだろうかと言うことだ。

前述したタカ類でも開発の予定地などで、野生動物の生息状況が調べられて、その野生動物のなかに稀少種などが発見されると、その保護が問題になり、手厚い保護策が採用され実施されることになる。例えばタカの巣のある地域は鳥獣保護区に指定されることになるが、タカはこうした開発予定地域にだけ住んでいるわけではない。そういったタカが住んでいるが、開発と何等関係のない地域は、殆んどが野ばなしのままになる。もちろんタカやワシの類は狩猟鳥獣にはなってないから、こういった保護区指定外でも、一応の保護はなされているように思われるが、実情は決して安心出来る状態ではない。密猟が跡を絶たない。タカ類は剥製にされて、置物として売られることが多いらしい。オオタカなどは隣のチョウセンオオタカが亜種か何かになっていて、日本のオオタカとある程度、違うことになっているが実際はほとんど変りがないので、先方では禁猟種になっていないそうで、日本のオオタカをチョウセンオオタカだと言い張ればそれで許可になることもあるらしく、日本でオオタカがかなり密猟されているらしいと言われている。

こんなこともあるので、開発にともない発見されたタカだけいくら丁重に保護を請じても、その他の多数が野ばなしになってしまうことになる。こんなことを考えていると、日本の鳥獣保護は根本的に制度を改めなければいけないのではないかと考えるようになった。

それはヨーロッパの国々のように、国土全域を鳥獣保護区にしてしまい、その中に猟区を点々と置く、現行の保護策とは全く反対の考え方だ。日本では、点々と保護区があり、それ以外の所では、何処でも狩猟をしてもよいことになっていて、考え方が逆だ。全域を保護区にしない限り、ワシ、タカのような稀少鳥類の全体の保護は出来そうにないと思う。

しかし、猟区を造ると言う考え方には、日本のハンターがなかなか同意しないだろう。

日本では保護区以外何処でも狩猟が出来るのだから、猟区以外狩猟が出来ないような制限はそう簡単には承諾されないだろう。さらに猟区以外で、異常に鳥獣が増加した場合の対応などが、一層困難になると思われることもあって、

保護行政側からの賛成も容易には得られないかもしれない。しかしこうしない限り、稀少動物の保護などは実行出来なくなるのではなかろうか。

## 私の雑文の〆くくり　(四)

以上私が最近経験した自然保護問題に関して、色々と記して来た。これが私の経験の総てではない。むしろその極く一部だと言った方が良いかもしれない。一森林生態学者に持ち込まれる自然保護問題や環境保全問題だけでも、総てにきちんと対応することはむずかしい。その問題の多くは開発に対して、どうして自然や環境を保全し、保護するかであるが、開発が大企業によるものもあれば、公共団体によるものもある。YESかNOだけで対処するなら話は簡単だが、必要な開発だと思われるものに対しては、開発側に充分環境を考慮してもらいながら、如何にして自然環境を保護するかを考えるとなると、問題の解決はなかなかむずかしいことになる。

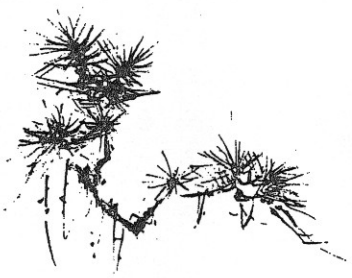
私の方へ持ち込まれた多数の問題に関し、私は充分保護対策を建て得たかと考えて見ると、夫々の件に就て、満足出来たものと、尚不充分だと考えられるものがあり、自分ではその都度全力を投入して、最善の方法を考え実行したつもりだが、後で色々と批判されることも多い。私自身も後悔を感じることもよくある。これらは、後の人が更によく考えて、よい方向に修正してくれるよう望みたい。

色々と記して来た雑文も今回はこれで一応終りにしたい。皆様の御批判をお待ちしている。

# 謹んで新春のお慶びを申し上げます

地球環境保全の見地から国際的共通認識になっている持続的森林経営の重要性の啓蒙にお互いの力を傾ける年としたく存じます

一九九八年　元旦



国民森林会議

顧　問　東山魁夷

顧　問　隅谷三喜男

会　長　大内　力

事務局長　萩野敏雄

他役職員一同

# 林政審中間報告を読んで

## 国有林改革の論議

手束平三郎
林政総合調査研究所理事長

原稿を事務局より一部会員にご依頼し、まとめました。

平成九年七月に林政審議会の国有林改革に関する中間報告が発表されたが、「国民と森林」の新年号発行の現時点は既に本答申を経て国会上程案が凡そは定まっている段階である。その本決まりへの詰めの論議が行政内部と政党筋の双方において闘わされている最中に書いた本稿であることを先ず以てお断わりして置かねばならない。

何事によらず長い歴史を経た仕事の仕組を抜本的に改革するに付いては、その原点に関する正確な認識と分析が肝要である。今何故に国有林野事業の抜本改革を必要とするに至ったのかを深く考察すれば、明治以来の制度として法律上国有林は単に国有財産の一種としてしか位置付けられず、森林としての経営目的や基本方針がすべて行政に委ねられていたという、他の先進国にあまり例を見ない特異性に行き着くのである。その沿革の詳細は紙幅上省略せざるを得ないが、このために、転換する政治経済の要請に対して、折角内部に培われた森林経営の永久健全持続という原理を貫くことが出来ず、その根幹が風にそよぐ葦のように揺れ動いて来たと言える。戦後復興から高度経済成長期にかけて木材需要の増大と価格の高騰に際し、世論と政治の赴くが儘に何等の歯止め装置を考案することなく、ズルズルと一七年間も成長量の二倍以上にも及ぶ増伐を高齢林分に集中し、持続経営体制基本の破壊を止むなくした経緯は、現在の事態を招いた第一の要因に外ならない。林業の経営は森林の更新によって補充が可能な程度に高齢林の伐採をセーブするのが素人でも分かるイロハの原則である。樹木の成長力には限界があるから、一度に多く伐ってしまえばいくら再造林をしても資源の構成が平板化して収穫が続かなくなるのは当然である。七〇年代環境世論の台頭によって増伐路線は終止符を打ったが、この時既に国有林は此の状態に陥っていた。

今にして思えばこの時期においてこそ資源の回復策を焦点とする経営建直しの論議があって然るべきであった。にも拘らず真の対策が焦点から外れた形でその後二〇余年を経過してしまったについては、占領下一九四七年の国有林統一の時期において実現した体制に根ざすものである。この時点は明治の発足以来国有林経営の基本が法制上不明なままであるという欠陥を改めて経営の基本を定める法律を策定すべき絶好の機会であったに拘らず、これが看過された中で、事業の独立採算制を標榜する「国有林野事業特別会計法」のみが一人歩きして磐石の重みを持ってしまっていたのである。分かり易く言えば〝黒字なら切り過ぎても構わないが赤字なら木を植える金も出せない〟という森林経営の主体性を無視した法体系に他ならない。かくて増伐後の七八年から累次施行された「国有林野事業経営改善特別措置法」は資源の回復

策をないがしろに、財政上収支償うことのみが強く求められる結果にならざるを得なかったのである。この経過が痩せ細った資源を益々鞭打って自力回復の余力までも失わせてしまったのは、わが国林政史上の一大悲劇と言うべきであろう。

この情勢下で純粋な経営視点からも不可欠であったのは人員の縮減であった。前記の歯止め装置不在の増伐路線進行は必然的に事業拡大の趨勢を齎してこれに従事する公務員の増員を招き、最盛期には増伐開始前の四倍を上回る規模にまで膨脹していた。事業の執行を請負制によっていたならば是非はともかくその転換は比較的容易であったと思われるが、それを許さなかったのは官公労働運動の隆盛とこれを支えた政治の所謂五五年体制であり、その時期があたかも国有林の増伐時代と一致していたのであった。ともあれ収穫の減少下でこの人員を保つことは不可能である。困難な労使折衝が地道に繰り返された結果、平成八年度末には増伐中止後の六万五千人を四分の一以下の一万五千人に縮小するところまで進捗した。こと公務員に関してこのような整理の実績は他に例を見ない。

ところが財務に関しては誠に不可解な推移を辿った。収入源が乏しくなったのであるから収支償わせるには一般会計からの繰り入れが重視されて然るべきであったと思われるがこれは僅かに止まり、代わって財投借入が大々的に実施されたのである。大面積の土地所有が担保価値として過大に意識された節があるが、一部の都市近郊と観光地以外に換金性のある林野は林業停滞下において殆ど無いに等しいから、めぼしいところが処分されても焼け石に水であった。必然的に借入金の利が利を呼ぶサラ金地獄のような構造に陥いり平成八年度末累積債務三兆五千億円の巨額に達してしまった。かくて行財政の改革が政治の場に浮上するに及んで、財投の在り方ともからみ、国有林野事業の抜本改革方針を平成九年度中に決定すべき旨が閣議決定され、林政審議会の審議が開始されたという経過である。

さて冒頭にお断わりしたように本答申未定のこの稿の時点においては国会上程政府案を推定して記述することになるが、次の諸点が要点だと思われる。

第一点として、今後の国有林を「国民の森」として性格付けし公益重視を経営の基本方針とする法制の整備案は作成が進行しているであろう。これが成立すれば延々一世紀に亘る懸案の画期的解決として評価出来るが、これは新世紀に向かう国有林憲法であると同時に従来何かと不如意であった土地利用や林産の運営について事業法的側面を具備するものであることが強く望まれる。

第二点として、独立採算性の企業特別会計制度は廃止され、一般会計依存を基調とする新しい会計制度の採用が方向付けられるであろう。これは七〇年代後期以降独立採算制が固執されたことが現在の異常財務を来した直接原因であり、かつは経営姿勢の一挙手一投足が世論の指弾を招いた要因なのであるから正に不可欠の処理である。

第三点として、徹底した簡素な組織と人員の体制が求められているであろう。人員の規模については労使交渉に待つ要素を残しているが、これは国民のために何をしなければならないか、何を省くかと言う実態論議の積み上げにおいて相互理解に到達することになろう。要は贅肉を削いだ少数精鋭の技術陣により、いかに「国民の森」たるに相応しい管理経営水準を保持するかにある。

第四点として九年度末三兆八千億円の累積債務の処理については、その大部分が棚上げ利子補給乃至免除となるような案が引き続き論議の焦点であり続けるであろう。公益価値が換価の対象たり得ない現状において、物理的返済方法が欠如しているのであるから、名案は存在し難いが、国公債にせよその他の資金の活用にせよ、何れは巡り巡って国民負担に帰する構造を免れないものであるからには、政治的論議の帰結を俄かには予断出来ない。しかしながら心すべきは凌ぎの策がまたぞろ陥りやすい財務辻褄合わせの末梢論議を排し、折角法定されるべき「国民の森」の大義を断固堅持する決意を貫くことであろう。



# 「環境財としての森林」を中心にしよう

金田平
(財)日本自然保護協会

経営破綻が指摘されながらここ数年、姑息的対応しか無く効果がなかった。今こそ、行政改革、財政構造改革との関連で抜本的改革のチャンスだろう。そうした意味で期待が大きい。

## 一、林野庁有林から国有林へ

国有地も、大蔵省有地だったり、防衛庁有地だったりするのだから、格別ではないのかも知れないが、これまで、例えば、「土砂崩壊防備保安林」を解除し、山をそっくり削って山砂として売るという事業などまでやってきたことに強い不満を抱いていた。これでは国有林と言いながら林野庁有林ではないかとの思いが強かった。それだけに、遅きに失したとの思いがあるが「国民のための森林」にしようとの考え方は大歓迎だ。

## 二、国立公園内の国有林は、公園として管理しよう

我が国の国立公園は、その成立の歴史から土地所有を変えられないまま区域の指定をしてきた（地域性国立公園）。アメリカの国立公園はすべて国有地である（営造物国立公園）。アメリカで行われているような規制や管理が、我が国では出来ないという悩みを持ち続けている。

既に一九四九年、GHQがリッチー覚書で国立公園の国有化を勧告し、一九五八年には日本自然保護協会は、国立公園内の国有林を厚生省所管（当時、国立公園は厚生省所管であった）にと要望した。もう一回のチャンス一九七一年の環境庁発足でも、それが出来なかった。後述の野生生物保護管理の立場からも、まずは国立公園内国有林の環境庁移管が望ましい。

## 三、環境財として、森林管理をしよう

我が国の森林が殆ど急傾斜地にある、温帯で亜熱帯・熱帯より生産性が低い、人件費が高い、という悪条件が重なり、国際的視野で眺めると、生産財としての価値は極めて低い。拡大造林政策で適地適木が無視されて植林された不良造林地は、積極的に自然林回復に努めて欲しい。また、すぐれた集成材が作られるようになった今、大径木に依存する必然性は益々減少する。単一種・単層林作りより、環境財としての価値を中心に経営をすることが必要であり、その為に水源税、環境税など国民の税負担が当然との啓発努力が必要である。

## 四、野生生物の生息域としての森林

農林業中心の中、野生生物は有害として対応される歴史が長かった。しかし今は、生物多様性条約が成立し、我が国も批准したという時代だ。「森林原則」でも野生生物の保護を唱っている。諸外国の国立公園で大型の獣を含め、沢山の野生動物に接する機会が多い中、我が国の国立公園では野生生物に接することは稀である。あればそれは餌付けされた猿であったりする。シカやカモシカが目に留まるようになると、有害という声が出て駆除が話題になる。今回の中間発表でも、文言としては「生物多様性」が出てきているが、森林が野生生物の生存環境であるとの視点は極めて希薄だ。共存には全く触れられてない。

先の森林生態系保護地域の指定

で野生生物の生息地が保護されるようになった。しかし現状ではそれが島状に孤立しており、大型の野生生物にとっては全く安心できる状況ではない。森林生態系保護地域をコリドー（回廊）で繋げることが急務だ。繋げる森林が人工林なら自然林回復に努力をしなければならない。この仕事は現在の環境庁業務だ。野生生物の生息領域は地方行政区分とは無関係だ。そして、環境庁は生物多様性条約対応として全国に野生生物事務所を配置している。この区分の方が地方自治体対応よりも合理的である。現在の環境庁業務に位置づけるのが適当だろう。

# 一森林所有者の眼から

工藤俊夫

士族授産のこと。明治の初め士分の身を解かれた人々に、いかに自活の途を得る方途が講ぜられたか、士族授産史である。国有林野事業に携わる人々にも、このような歴史が始まろうとしているのではないだろうか。巨額の債務残高、しかも毎年の巨額の債務の増加、自助努力のみで債務の元本・利子を返済することが困難であるとすれば、民間では当然破産である。その債務もわずか二十年の間に百倍近くになるとは民間の常識では考えられないことである。

報告ではこの異常なまで巨大化した債務残高の生じた原因を高度経済成長期における林力を超えた長期に亘る大増伐とその実施過程における直営直傭による経営方式によるものとしている。しかしこれは結果であって原因ではない。伐期百年の山、百町歩を所有しておれば年伐量は一町歩である。これを守れなかった国有林の林業技術者の責任に帰すべきであろう。

巨額な債務残高はマスコミを賑わせいろんな議論が噴出した。曰く、国有林を民間に売却せよ、曰く、地方公共団体に分割せよ、曰く、他省庁に移管せよ、等々。このような議論は古くから林政学の教科書で述べられていたことであるが参考に羅列してみよう。

（国有林売却論の要旨）

1、国有林は経済界の自由競争に於ける発達を防ぐ。2、官吏事業は権利を目的とする事業に適せず。3、国有林事業は民業と市場に利益の競争を為し法廷に権利の闘争を起し常に国民を苦む。4、政府が森林を所有するは議会の権限を縮小し又国の行政を偏頗ならしむ。5、国有林の収入の在る為め政府と国民との関係を冷淡ならしむ。6、国有林の在るは政府を して其利を濫用せしむるの恐れあり。

（国有林保有論の要旨）

1、林業は収利を永遠に期し又公共の利害に関係を有する大なり故に政府の如き大資本主によりて経営するを要す。2、林産物は運転し難きもの故自由競争の下に在りては常に森林に乏しき地方の需用を苦む。3、国有林は政府に規則正しき収入を得せしめ之により て己れの需用を充たしめ又財政の元資を鞏固にし且つ非常の場合に救済の補助と為る。4、林業は特別なる技能を有し而て其事業は簡単にして商機に投ずる等機敏の働を要せず。5、現在林業の実際に照して国有林の方収利大なり。6、国有林売却するも政府は尚ほ森林官吏を置くの必要あり又多量の森林売却は其値を低廉ならしむ且政府は之に由て得たる資金を他に利用すること能はず。7、国有林の所有は国家若くは皇室の尊栄を高む。8、国有林の保存は大地主の森林占領を防止し得べし。（川瀬善太郎著　林政要論　明三六）

長々と引用したが多少の違和感あるにしても肯綮に当るところ多々あるであろう。

# 公益的機能重視への「転換」は疑問

剱持浩裕
（全国山村振興連盟常務理事）

改革の方向について私はこう思う。第一に国有林は国内森林の三分の一を占める一人の大森林所有者に過ぎないことを銘記すべきである。従って施業は各府県の地域森林計画に従うべきと考える。第二に対象森林を経済林（要存置林）とその他に分け非経済林は他省庁と調整し帰属を考えるべきである。第三に事業は植伐と林道に限定し治山事業は別勘定とする。第四に林道は純粋に事業経営のための林道とし農業の後追いのような多用的林道は作るべきでない。施策の評価として白神山地の保全を挙げているが僭越である。自然破壊を民間の力で防止されただけである。もっと謙虚に国民の付託に応えて欲しい。第五に以上のことは地方分権の上に成り立つことであり法改正が必要となろう。

林政審議会の中間報告に対する論評の主流は、国有林の膨大な赤字処理の具体案が示されていず、「検討」が先送りされたことを批判する一方、木材生産機能重視から公益的機能重視への「転換」を高く評価するものである。しかし果してそのようにいってよいのであろうか、極めて疑問である。敢て簡単に回式化すれば国有林では今後木材生産機能は軽視し、国有林の機能としては公益的機能を重点的に考える方向に転換するということになろう。国有林・民有林を含む「森林資源基本計画」においても「環境財」としての機能と「経済財」としての機能との「調和」を課題としているところをみれば、これらの両機能は対立するものであることを前提にしているように思われる。さらにいえばこのように森林の機能に着目して森林整備の方向付けをしようとするところに問題がある。

近頃はやりの公益的機能に則していえば、公益的機能をより一層発揮させるために国有林を整備するということになるが、これでは考え方が逆で目的と手段を混同していると言わざるをえない。国有林・民有林を問わず森林が多種多様な公益的機能を持つことは自明の理であり、最近しばしば引用されるわが国の森林の公益的機能毎年三十九兆円というのも、今にはじまった話ではなく、既に林野庁において昭和四十七年に試算していた評価額を最近の価格で見直したものだといわれる。

森林の公益的機能を森林整備の目的とすることは問題であるといわざるを得ず、公益的機能に着目するならば、公益的機能を十分発揮させながら森林を多様な目的のために利用し活用することが森林整備の——目的であるとしなければならない。森林は人間が多様な目的に利用し活用するために整備されるべきであって、公益的機能の発揮は目的達成の一つの手段であり効果であるに過ぎない。

森林の多目的利用の中に木材生産が重要な分野として含まれることは昔も今も変わりなく、今後とも国有林における木材生産は公益的機能と関連しながら、その多目的利用の主要な中身であり目的である。決して公益的機能と対立するものではない。今後の方向として木材生産機能を「転換」するというのは理解し難い。

森林を多目的に利用することを森林整備の中心に据えて考えるとき、森林の諸機能には利用目的に応じて濃淡・強弱が自ら出てくると見られる。例えば木材生産を主たる目的とする森林においては木材生産機能が最優先で整備されなければならないが、森林は多目的

# 必要とされる権限の委譲

高橋銑十郎
（東京穀物商品取引所顧問）

国の審議会の文章としてかなり書き込んでいるとの印象を持った。また、読みつつ七年にもわたり国有林野での禄を食んでいた者として、自責の思いを拭い去り難かった。現状に至る以前にいつの時点で方向転換ができたか。国営企業として改善方策の取り得る範囲は限られていたとの思いが強い。

六四年（昭和三九年）当時の中央森林審議会の議論から、既に議論は出尽くしているが、残念ながらそれらに実質的に管理責任を負っている者の声が反映されているか疑わしい。あるいは反映させるべき経営感覚が現場に育っていなかったともいえる。自らが国有林野を経営管理しているという感覚を持ち合わせておらず、ただ霞ヶ関から発せられる命令に従い動くということに汲々としている姿である。その遠因は労働条件、収入支出の決定について経営管理者としての自主的判断を下せる権限が現場にないことにある。労使ともそれを認知のうえで貴重な時間を費やしていたきらいがある。

反省を込めて振り返ると、関心事は霞ヶ関が要求してくる収入をどう確保するか、霞ヶ関の通達をどのように守るかに戦々恐々としていた。収入をあげるのもよい、通達を守るのもよい。ただ、自らの経営感覚にもとずいての収入確保、通達順守ではない。言われたからやると言う感覚が強い。

責任を伴った経営に関する大幅な権限を局長、署長にあたえなければ活力と創意工夫は生まれてこない。自動車、パソコンなどの製造業とちがい山あり川ありそれぞれことなった自然環境のなかに林業は存在する。事業を支える周辺の労働力市場もことなっている。

中間報告で明らかにされていないのは、労使双方が経営に主体的に取り組む姿勢をいかにして醸成していくかの視点である。この視点から経営形態、管理経営の方式を考えているとは言い難い。債務残高三兆五〇〇〇億円の現状改善は事後処理問題である。それは避けてとうれない重要事であるが、同時に今後の管理経営を論ずるに当たって現場事業を担う労使に「やる気」を起こさせる制度改正についての提言が必要である。

「民間に任せる分野」「公的主体の担う分野」といっても定性的に定めがたい。民間の組織、技術が整っている地域においては業務を委任できるが、他の地域では公的機関が財政力を使って維持しな

様な利用目的に応じてそれに必要な役割を果たすものとして位置付けられるべきである。

次に森林整備のための費用負担も森林の機能に応じてではなく、その使用目的に則してなされるべきであろう。例えば山腹崩壊などの災害防止のために必要な森林は、国土の保全という政策目的に応じて十分な公的負担がなされるべきだし、レクリエーション用に維持する森林は入山料などの形で利用者の負担を考えるべきであろう。公益的機能がこれだけあるからといってその額を誰かが負担するというのは困難であると思われる。あくまでも利用目的にそった対応に対して費用が支払われるべきであろう。

に利用されるものなので公益的機能の維持向上にも留意しなければならない。

又逆に国土保全の目的に主として使われる森林は公益的機能の発揮を重点に整備されなければならず、木材生産のための利用従って木材生産機能は制限を受ける。このように森林の機能はそれ自体が目的なのではなく、森林の多種多

ければならない業務もあり得よう。「地域の実情等を踏まえつつ」といっても、それは言葉の「お守り的使用」に陥っている。中間管理職の人事権も持っていない局長、署長に地域の実情を踏まえて伐採、造林の事業をやれといっても無理である。折角、地域で信用されだした課長、署長も霞ヶ関の人事異動によって去っていく。事業は人が相手を見ながらおこなっているのであって、理屈、理論、お題目でおこなっているわけではない。

「国民参加」「国民に開かれた」も十年昔には新鮮さがあったが既に「お守り言葉」になってしまっている。

旧国鉄でも同じであったが、国営企業の経営改善は難しい。私企業であれば当然、倒産しているのであるが幸いにも倒産が無いので従業員が失業することはないが、同時に経営責任もあいまいになっている。故に白紙に再建策を書くことも出来にくい。いつも後から見ると問題の先送りになっている。しかし、大量の失業者が出て社会問題にならずに、また大切な林野を営利目的のために大量に売却することなくここまで維持管理してきたのは善しとしなくてはならない。改善策はいろいろとありえようが、欠けているのは経営管理者の経営姿勢ではないか。この場合、経営管理者とは霞ヶ関の住民ではない。実質的な管理能力を持ち得る管理者のことである。管理の広さは恐らく旧営林局よりは大きくはないであろう。その者に人事権、財務権を与え一定の条件の下で独立採算の原則を貫く。中間報告には職員、管理職を含めて自らが経営に参加しているという「心」を育てる現場への権限の委譲についての言及が乏しいと思う。

# 今一度、原点に返って見直せないか

只木良也
プレック研究所生態研究センター
名古屋大学名誉教授

難産の林政審中間報告、委員諸氏のご苦労が忍ばれます。それはそれで処置しなければならない巨額の累積赤字処理問題が、世を席巻する行革論議と期を一にしたところに、問題を余計混沌とさせたことは否めません。

しかし私は、中間報告にどうあろうと、国有林はなぜ必要かという本質論にもう一度たちかえって欲しい気がしてなりません。

この問題の根源は、国有林を木材生産業としてのみ見てきたところにあります。そもそも国有林の特別会計制度は、「山の儲けは次の時代のために山へ戻そう」であったはず、それが木材不況、そして環境時代に突入して累積赤字を生んだのは皮肉なことでした。

国有林には民間では持ちきれない山や環境保全のために重要な山を管理し、また国家存亡のときに備える国としての役目があります。それを特別会計だからと、木の代金だけでもって赤字を責めるのはどうしたことでしょう。同じ国を守る自衛隊や、人民を守る警察に赤字論はありません。国有林にはなまじ収入があり、財投資金が入ったから「赤字」になったので、むしろ直接に税金を使わずに、大幅に人員を絞り込み、国土の五分の一を管理してきたことを誉めるべきです。

では特別会計制度を廃止？まず赤字は棚上げして、給与の一般会計化なら賛成ですが、やはり純粋の「山の儲けは山へ」の制度は、「森林は木材」の固定観念が財政当局から抜けるまではそのままにしておかないと危険です。山に対する必要な手当が山の専門家の手で行える余裕がないと心配だからです。

国有林を木材生産と環境提供に

分けて、前者を民営化というのは疑問です。勿論濃淡はあるとしても、森林は両方の働きを兼ねているのが特徴だからです。むしろこれからの時代、様々な機能を総合発揮させるために、国の森林管理体制はもっと一元化・強化すべきです。そもそも国土の三分の二を森林が占める国で、管理体制を弱体化して、これからの環境時代に対応できるのでしょうか。

国鉄分割民営は、過疎地住民の足を奪いました。これは全国津々浦々まで国民の足を確保すべき国の責任放棄です。国有林の責任放棄は、利便性だけでなく、住民の生命すら脅かすことにつながります。

いままた郵便局が俎上にあります。郵政事業民営案には、過疎地を中心にして反対論が澎湃としてわき上がり、新聞の投書欄も連日賑わいました。これをある意味で淋しく感じたのは私だけでしょうか。国有林問題には、これほどの世論の後押しがないからです。郵便局と営林署の日常性の違いでしょうか。これが国有林認識の程度なのでしょうか。

私は、財政投融資審議会の座長が旧友であることから、国有林への財投停止答申に関して、「森林の環境財としての価値を否定するものではない」というコメントをつけてくれるようお願いも致しました。林政審中間報告もよく読んだつもりです。しかし、中間報告の細部に至らぬ入口での論をあえてもう一度ここに記した次第です。何か一番大切な本質論を忘れてはいないか、その議論を跳び越して、ただ組織をいじったり、人数を減らすことだけが行革なのか、なのです。

もう一度原点に返って森林（国有林）はなぜ必要なのかを、世論も味方につけて、きちんと基礎固めして出直せないものでしょうか。もう遅いでしょうか。

# 「緑豊かな国土」の目標をもう一度

速水亨（はやみ とおる）
速水林業（三重県）

国有林改革の波は堤に塞き止められていた水がいっきに流れ出し、林業界に押し寄せたように感じた。森林はその時の政策の変化が瞬時に現れるものではなく、時間の経過と共に影響が現れてくる。誤った判断の影響が森林に現れたときは、取り返しのつかない状態になっている。だからこそ充分に検討をし、常に森林の状況との相談の上で少しずつの改善の積み上げが重要である。

いままでの国有林を見ると結局はその変化を怠ってきた。個々には優秀な知識を持っていたり、長い経験を積んだ人々もいったん組織の人間としての立場に立つと突然硬直的な考えになってしまっていたように思われる。国有林に関係した全ての組織は既に硬直化していた。これが改善の積み重ねと言う流を塞き止めていた堤であった。今回の改革の波は必然であったかもしれない。

世界の貿易における木材価格の形成は、基本的に森林の再生産費用は見込まれていないという認識を私は持っている。この意味で現在国有林に限らず育林による再生産を基本とした日本の林業経営は苦境に置かれているが、ここに至るまでに私有林と国有林との経営感覚の差は大きく開いていた。特に近年の国有林には森林経営と言う観念は存在していなかったと思われる。

また本来森林は地域の共有財産としての意味が強かったといえるが、国有林の増産計画は旧営林署単位の森林施行計画を無視し、広範囲な管理単位である局単位で考えた事など、森林のあるべき管理

姿勢が無視されていた事の現れであった。結果として蓄積の高い森林は広範囲に伐採され、河川にも悪影響を与え、伐採できる森林が皆無になってしまった流域も見られる。経営管理にあたる管理職の現場に対しての林業知識と長期の経営感覚の欠落、現場側では育林に関しての経験と知識は持っていても経営コストに関する知識と意欲の欠如、これらは国有林としての林業経営の安定した方向づけができなかった大きな原因であったと思われる。

今回の中間報告における大きな変化は木材生産以外の公益的機能を大きく押し出している事だと評価が高くなっているが、これは既に多くの国民が森林に対しては木材生産の対象とは捉えず環境面での役割を重視している事の追認と、林業経営として考えた場合の経営破綻の逃げ道として扱われているように思われる。

本来用材生産として育成された人工林は国有林面積の三割あり、単一樹種で植栽された人工林は手入れを怠ると森林の外観は緑の山であっても林内の環境面での状況は急激に悪化する事は林業界では経験的に常識となっている。この点に対して正面から取り組む具体的対策が必要であると思われる。

また財政的な破綻をはっきりと国民の目にさらした事は林業界では早くから求められていた事であった。その対策の一環として要員の大規模な縮小計画が書き込まれているが、日本の森林面積の三十一%の管理の体制を現場に即して行う為の規模をはるかに下回ってしまうと思われる。

人工林はもちろんの事、用材生産より環境面を重視した森林においても森林の状況を常に足で見廻り、利用者の間違った行動を監視し、森林を守っていく為には現在以上に充実した現場での森林管理体制が必要ではないか。要員の縮小は現状の財政状態では致し方ない手段ではあるが、近い将来体制の建て直しを行いながら、願わくば今まで見られたように多くの事務管理に多額の人件費が消えていく事無く、森林の管理の為に有意義な形で効率よく資金が使われる事を期待したい。

民有林も含めて将来の森林の向かうべき姿を国民と共に検討し、「緑豊かな国土」と言う崇高な目標をもう一度国民の心に取り返したい。国民以上に物言わぬ森林はそれを待っているのではないか。

国有林野の赤字が何千億になろうと、山が維持されていれば物の数ではない。となれば笹山もまた宝の山である〉

いま読み返してみて、森林の効用とそれ自体の持つ絶大な価値を、私なりに既に感じていたのだと思う。

ところでこの度、本誌「国民と森

# 森林は今日も明日も生きている

三浦綾子
作家

私の夫三浦は、かつて営林署、営林局に勤務していた。そんなこともあって、私は以前から少なからず森林に関心を持ってきた。

十数年前には「笹山も宝の山」というエッセイを書いている。枯草剤撒布についての危惧を述べたのだが、そのエッセイの終りに、私は次のような言葉を加えた。

〈笹山の坊主山が鬱蒼たる林になることを、むろん私も望んで止まない一人である。が、笹山の存在そのものだって、貴重な存在ではないのか。酸素の供給、水の調節等の働きは、木に次いであるのではないのか。山林はその存在自体、金には換算できない価値がある筈だ。笹山とて例外ではあるまい。

林」から原稿の求めがあった。ついうっかり(まことに申し訳ない)お引受してから、これは大変なことをしたと思った。原稿の内容が、〈林政審議会が七月九日発表した「国有林野事業の抜本的改革の方向」に対するご意見〉

とあるではないか。よほど撤回させていただこうかと考えたが、日頃三浦からも聞かされていることなど、この機会に書いておいてもよいかと、とりあえず資料を手にした。

私には林政審議会の提案なるものは、どの頁も大変むずかしかったが、国有林野が元来国民のものであること、故にその公益性に立って問題を考えようとする方向性が出ていて、先ずは安心した。とは言え、結局は収益性を優先するかのような論旨が感じられて、これでいいのかと思わせられる箇所もあった。

国有林の公益性を第一に考えるなら、それこそ抜本的に国家財政全体として、問題を処理すべきであると思うのだが、その辺にもどかしさが残った。

前述のエッセイに書いたとおり、森林の効用を金額に見積ることは先ず不可能であろう。そこに他の企業との根本的な違いがある。したがって現金収入ばかりを森林に求めることは、森林の維持に全く相反する。林野庁の職員を年々減らしてきたことなど、正に論外である。いつか三浦に聞いたが、ヨーロッパのある国では、国有林の現場駐在員は、自分の担当区域の一木一草まで掌握するほどに、肌理細かく管理しているとか。国有林がその公益性を維持拡大するためには、要員はむしろもっと増やしていいのではないか。

次に、ともすれば民営にとか、民間にとかの言葉が目につくのだが、私は首をかしげざるを得ない。私には民間企業がそんなに優れたものばかりとは、とても思えない。この頃、大企業の破綻を次々にニュースで知らされている故もあろうが、民営にすればたちどころに問題が解消するかのような考えには、どうしても賛成できない。

南方の木林を伐採輸入するのに、日本の企業が最も後始末をしないと、いつか新聞で読んだ。他の国の企業は、伐採後の森林の回復を、必ず配慮しているという。

わが国有林の管理経営についても、これは充分に踏まえるべき問題点であると思う。とにかく、収益を追求するあまり、森林という宝の山を荒廃させることになっては、一大事である。森林は今日も明日も生きている。

# 国民参加システムの構築を

吉沢四郎
中央大学商学部教授

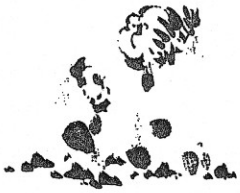
山一証券が廃業に追い込まれた日、大蔵省の証券局長は記者団に山一証券が行った飛ばしの違法行為を最近知ったと説明した。記者から「最近というのはいつですか」と質問が出た。証券局長はこれに対して最期まで「最近です」と答えた。このTV放映をみて、役人の「情報公開」の典型を見た思いがした。真実を語る事をしない。自己責任にかかわらないよう曖昧に発言する。

私は林政審議会の『国有林野事業の抜本的改革の方向』を読んで、正直のところ歯がゆい思いがした。「中間報告」ということだから検討課題をのこすことは当然だが、ずばりという明確な提言が少ない。国有林改革の引き金となった累積債務についても、報告では資産の売り払いと将来の林産物収入など自助努力と「債務の本格的処理の検討」を提案しているが、「市民提言」にみられた「森林債」(内山節「これからの森づくりとは」『世界』一九九七年十一月号)という具体的提言が無い。

もちろん、答申が我が国の森林の今後の在り方を「環境財」（「水土保全」と「森林と人との共生」）と「経済財」（資源の循環利用）としての機能との調和を図り、流域ごとの総合的森林整備を、国民参加のもとで進めることだ、と述べ、森林を「環境財」として位置づけていることに賛成だ。

報告は国有林管理を歴史的にフォローして、現状の中で一九九七年末現在債務残高三兆七千億円の危機的財務の実態を明らかにしている。そして「過去における施策の評価」では国有林経営の成果と問題点が示されている。問題点は戦中・戦後に成長を上回る伐採を長期間にわたり継続したこと、適地を無視した拡大造林、林業利率を上回る金利の長期借入金（財政投融資資金）への依存など七項目にわたり、国有林経営危機の原因が明らかにされている。一つだけ欠落したものがある。「甘い汁を求めて数多くの業者が国有林に群がっていたのである。業界との癒着が生ずるのは当然の成りゆきであった。林野庁の退職者が業界に天下りするのは日常茶飯事になり、歴代の林野庁長官が業界との密接な関係を利用して参議院選挙に自民党全国区から立候補していた時期もあった。国有林材払い下げを期待して、業界は天下り役人を受け入れ、選挙に協力していたのであろう。」（熊崎実「提言日本国有林改革」『世界』一九九七年二月号）という、林野庁による国有林の〝私物化〟である。

だからこそ報告のなかで、国有林を「国民の」共通財産として、「国民の参加により」かつ「国民のために」管理運営し、国有林を名実ともに「国民の森林」とすることである、と述べている。問題は国民参加のシステムをどう構築するかだ。報告では流域管理に国民参加を求めているが、情報を全面的に公開し、計画から事業の経過・成果の検討まで山村・都市住民の参加が必要だ。




# 農協運動の展開方向を問う

## －21世紀を見据えて－

農協法施行50年、農協の危機に11人の学者が提言

￥ 2,625　藤谷築次（京都大学教授）編著

家の光協会　〒162 東京都新宿区市谷船河原町11
TEL 03－5261－2301

論文紹介

# 国有林野事業の抜本的改革によせて

## ――林政審（中間報告）を読む――

嶋崎　譲（林政総研レポート）

『林政総研レポート』（林政総合調査研究所／97・9・1）に特集された論文で、昨年一一月に閣議決定された「森林資源に関する基本計画と林産物の需給長期見通し」と、今夏総理大臣の諮問機関である林政審が示した「国有林野事業の抜本的改革の方向」（中間報告）を受けて、これからの国有林経営の在り方を論じたものです。

筆者は、九州大学法学部（政治学）教授から、社会党の代議士（石川一区）に転出、社会党政策審議会長、同党副委員長など務めました。八九年以降、党森林・林業対策特別委員会事務局長や委員長をつとめ、後に「リベラル新党」を目指して市民リーグ・民主党の結党にかかわり、八期二四年間立法府にありました。現在は、「林政は私のライフワーク」という信念から、林総研の顧問として研究を続けています。この論文は、いわば立法府で深く国有林問題に関わった立場からの「国有林再生の処方箋」ともいえるものです。

論文は前段で、国際的な「森林保全（持続的利用）」が求められていることに触れ、基本計画や中間報告の今日的な位置付けをします。第二部では「国有林野事業の歴史と現状」で、国有林の成立から今日の窮乏を招いた軌跡を追っています。戦前からあった「収益中心の林政」が、戦後の林政統一・国有林野事業特別会計制度発足にあたって、企業特別会計となり、国有林を「企業用財産」として規定し、それが「公共的機能」を軽視する原因となったと指摘します。

第三部は本論にあたる「森林・林業政策の転換と国有林野事業改革――新国有林野法（仮称）制定にむけて――」です。この冒頭で、筆者が直接かかわった八九年以降の、森林法改正・改善特別措置法改正の経過に触れ、「自社両党合意」がその後の国家財政の破綻のなかで〝反古〟になる経過から「合意は不発に終わった」と述べ、立法府での合意すら無視する財政当局の「官僚主導」に批判を投げかけます。筆者は、新しい国有林の再生のためには新しい立法が必要という立場で、九一年に改正された機能区分を定めた「国有林野経営規程」こそ、企業性よりも公益的機能の重視に転換したもので、新森林法に沿ったものである、との見解を示します。その上で、中間報告が指摘する「国民の森林（もり）」に相応しい経営を国民との合意で実行するために、「規程」が内部通達である訓令でなく、立法府の合意を得た法律として「新国有林野法」に制定せよと提言します。会計の処理も、「〝国民の森林（もり）〟にふさわしい管理的特別会計で、国民に資産と経営の収支を明示」することを提起、公益勘定・事業勘定の制定によって公益的な事業の一般会計負担、累積債務の別途処理（国家全体の債務処理の一環として）、累積債務の増大を防ぐ当面策を提示しています。

こうした提起は、「官僚主導型の日本の政治過程を、立法府主導型のそれへと転換させる政党政治家たちの能力と勇気ある決断にかかっている」という言葉でしめくくられています。そこに政治家への筆者の熱い思いがこめられているように感じました。

公開講座

# どんぐり銀行と都市市民

## ――森林社会へのアプローチ――

香川県林務課　松下芳樹

### はじめに

行政と市民との端境で動きながら考えてきたことを、都市論と農山村論の統一という観点から整理して述べてみたい。

### 一、香川県の森林

県面積は統計上は日本で最小。森林面積は九万一〇〇〇ヘクタールで約一割が国有林。林野率は四八%、全国で下から十一番目。

本県は讃岐と言われた昔から京都や瀬戸内と同様開発が進んでいたこともあり、すべての森林が二次林である。

戦後もしばらくはマツ材林業が行われていたが、高度成長期に入る頃から里山利用が減り、下草刈りや落ち葉掻きの減少から生態的に弱くなりマツ喰い虫被害を蔓延させた。

マツ材林業の衰退後にヒノキおよびスギに樹種転換した。そのため齢級構成も人工林率も全国平均より低い。民有林の人工林率は二八%だが、マツが急速に枯れているからヒノキ・スギのみでは一五%程度。

このような経緯から四国四県の中でも、林業県としての他三県とは異なる地位にある。

### 二、なぜ「どんぐり銀行」か

(1)　設立の主旨

遊び半分ととられることが多いが、バックボーンはやはり本県が大都市と山村の中間に位置するという特殊な状況である。

ライフサイクルの都市化、価値観の統一により子供が自然と触れ合う場面は、山村でも都市と同様極端に少なくなっている。むしろ都市部ではまだ緑への飢餓感があるが、山村部では緑が日常的に目に入ることが安心感を生み、結果的に森林への積極的関わりが少ない。

森林との心理的距離は森林と積極的な関わりを持つことで縮まる。そこで、まずは裏山・森林に入っていく機会をつくろうと考えたのが「どんぐり銀行」の主旨だ。

(2)　なぜ「銀行」か

本県もかつてはイベント方式で普及啓発事業をしていたが、次のような問題点が出てきた。①関心を持続させることの難しさ、②他のジャンルと景品競争になってしまう、③景品目当ての来場者が増える、など。

お金もかけず、森林らしい企画で人を呼べることを考え、どんぐりをお金にするというアイデアに行き着いた。どんぐりは県内でよく見られる六種類とし、相互のレート換算も可能にした。通貨単位は¥ではなくD（どんぐり）。

その預金高（累計）で苗木を買えることにしたが、商品として揃えることや在庫は不可能。よって店頭交換ではなく事前に希望をとることにした。すると苗木は一時預かりという形になるから「銀行」とした。そのため本物並みの通帳も作成し、子供たちに手渡ししている。

(3) 何を目指すのか

ドングリを集めることや緑化活動が目的ではない。森の中で過ごすというシチュエーションを生活の中に根付かせることが狙いだ。

だから登録者をいかに森の中に引き込むか、年間を通して各種のイベントを工夫している。視察や取材をよく受けるが何も特別なことはない。どんぐりと苗木の交換もオーソドックスであるし、その他の活動も炭焼きや柴刈り、観察会、キノコづくりなど、従来の普及啓蒙活動と何ら変わっていない。

違うとすれば、こうした活動を一つのコンセプトでつないでいるという点と、従来は不特定多数に向けての一方的な仕掛けだったが、私たちは登録者として特定しているという点だ。

ダイレクトメール方式による催物の情報紙や募集案内の無料送付により、全体をコーディネイトし一体的システムとして機能させられる。

(4) 実績と現況

日本では「遊び」自体がまだステイタスを持っていない。しかし、一般市民活動の充実とその受入れがなければ森林はよくならないという考えから、遊びを切り口にして追求している。

平成四年度の開始以来、毎年平均一〇〇〇人が登録し、八年度末時点で約六〇〇〇人が登録。

ダイレクトメール方式は情報が直接届く利点がある反面、金がかかる。このため会員登録の有効期限は二年とし、利子管理はするが、更新がなければダイレクトメールのフォローは中止する。有効登録者は約三〇〇〇人。

集められたどんぐりは結果的に裸地に処分する場合もあり、最近は数自体は重視しない。むしろ森の観察会やインストラクター養成講座への参加者数に注目している。ボランティアグループの活動やPTAなどを通じてネットワークが拡大し、年々増加している。

## 三、林業行政から森林行政へ

(1) 社会情勢の変化

スギ・ヒノキ材の価格低迷は森林としての経済的価値を失わせ、森林が不動産化していった。

平成五年に森林林業基本計画策定に伴い、森林所有者二〇〇〇人にアンケート調査をしたところ、不動産としての所有を望む者が三二・三%にもなった。

バブル経済期には本県でも二〇のゴルフ場が計画され、いったん不動産の形態となった森林が一気に流出した。同時に、本県は花崗岩地帯でもあり、京阪神での需要増から山が急激に削られていった。

公共事業も土木工事技術や工事機械の発達とともに、森林が土地所有化したことで一気に大型化し、自然を破壊していった。

これらが社会問題化し、平成四年頃から行政指導に乗り出した。その時点で、行政は林業という範疇から「地域社会における森林」という視点で動かざるを得なくなった。

その視点からすると以下のような基本的問題が浮上する。森林所有者による森林保全は可能か。林業による森林保全はどこまで可能か。森林を国民あるいは県民で支えることは可能か。

(2) 森林行政の課題

このような基本的問題は行政の課題として次のように整理できる。

①森林の総合的機能評価…現在の公益性の評価は行政サイドの恣意性が強く、社会的な評価に耐えられるものではない。各種データの集積や総合機能評価手法の開発が必要。

②森林の地域住民への開放…林業を越え「地域の森」となった時に、森林の所有形態は今のままでよいのか。また問題を共有化する手法も考える必要がある。

③森林施策への住民参加…森林計画などへの参加により森林に対する社会的認識を高める。

④森林行政セクションの質的変換…森林を総合的にとらえるには産業振興部局では不足。県土全体のデザイン、土地利用を考えるセクションの中に置かざるを得ない。

(3) 具体的な取り組み方向

①財政制度。山村に経済力がないのなら、公的資金の再配分システムや税金・基金・寄付金など負担手法の開発も議論する必要がある。

②法的制度も欠かせない。環境要素を強めるのであれば公益性を担保する所有形態についても議論が必要。

③普及啓発。システムと同時に、システムを可能にする地域住民の意識という文化的要素も不可欠。森林の位置付けを社会的に確立する。

地域住民がこのような制度を受け入れること

のできる社会こそが「森林社会」であろう。

## 四、環境の外部化と内部化

(1) 時代の推移

森林が総合的に利用されていた時代には、誰がどれだけ採集するか不明だから、入会のような共同所有集団管理が適していた。その結果環境財としての森林が維持され、結果的に予定調和が実現されていた（環境の内部化）。

しかし小物の使用が消滅し、利用が木材に特化するにつれ、個人の投下労働が直接利益に反映するシステムに移行し、土地の私有化、入会林野の解体が進んでいった。

これにより個人の資産運用としての森林整備が環境財としての森林を担保する形態になった。

ところが外材輸入等により木材生産の利益が減少すると森林が不動産所有されるようになった。この時点で予定調和は崩れ、環境財の私物化という状態が生じ、私権と公共性とが衝突するようになった。

(2) 外部経済化

そこで森林所有者側から予定調和に代わる論理として出されたのが、公益的機能の経済的対価を払えというもの。

これは、予定調和が環境の内部化であったのに対し、環境の外部化だと喝破した論が林野庁職員から出されている。それによると、外部経済化は、換算の根拠や主体などが不明確であるから青天井になりやすい。林野庁算出の三九兆円に対し何の異議も出なかったのも、検証不可能という点と、心情的距離感という外部化の欠点によると見ている。

私自身も、外部化は社会的なインパクトはあるが、議論がまとまらず限界があると思っている。森林交付税がシステムとして定着しない原因もそこにあるのではないか。やはり環境の内部化の方向に戻るべきであり、そこから改めて林業振興が考えられるべきだろう。

(3) 今後の対応

所有と利用を分断し、公共的関与の方法を考えていかねばならない。

所有と利用の分離ができれば、保安林よりも広い意味で森林を森林として維持することに対する権利保証を法的に確立し、環境保全のための一定の森林を確保できるのではないか。

環境の内部化には林業を成り立たせていくことが不可欠だが、いまの経済システムの中での補助金制度は破綻している。土地所有に変わった時点で有効性を失っているのだから、もっと違う切り口が必要。

また、都市住民を費用負担者と位置付ける傾向が強いが、それは二次的立場であって森林資源のエンドユーザーというとらえ方が必要。そこに川上側が直接結び付くことが、流域林業の基本ではないか。

その意味からも、将来的には環境財の維持管理費を上乗せした木材を消費しえる社会を目指していきたい。そのために最も問われてくるのは市民参加である。そこが抜けると、システム論だけになり、森林の社会的位置付けがないままになる。

## 五、市民参加の意味

(1) 森林の新たな位置付け

戦後の林政は産業政策であり、市民社会を基軸に置いてなかった。そのため市民参加が要求され対象が林業から森林に移ったとたん、研究・分析の蓄積がない世界に突入してしまった。

内山節さんの本が社会的に受け入れられるのは、社会学的な分析や哲学的論理が説得力を持つためである。林業経済的分析ではなく哲学や社会学による検証を踏まえた森林観を私たちは構築しなおす必要がある。

森林交付税発案の狙いは森林維持のための社会的システムを創出しようという点にあろう。しかし所有の問題や公益性の担保の問題、林業だけが森林を守っていくものかという資源政策の問題、環境財と見た場合の社会的な維持システム、こうした問題に関する論議と蓄積があって初めて森林交付税への評価に至るべきであって、現状ではその段階が甚だ不十分であるように思う。

市民参加についても同様で、山を人質に取って都市側の負担を言うのであれば、私有財産としての森林自体を開放していかなくてはいけない。それがないと訴えは片手落ちになろう。

(2) 人間性の回復

社会とは個々人の集積であるから、個人レベ

ルの問題の解決は重要である。内山さんの話が多くの人にインパクトを与えているのは、労働の疎外やコミュニケーションの疎外の中で、個人的な哲学、ライフスタイルが希求されていることの裏返しであろう。

農工大の尾関教授の環境哲学は、人間性の回復は自然を経済的価値から開放することと同義であると指摘している。また人間性回復に有効な自己認識・自己表現という側面を持った活動、として遊びを位置付けている。

森林は自分と向き合う生活労働という意味合いで遊びの場として最適である。この点で社会的な森林の位置付けは高まるだろう。

また、バーチャル化され、記号化された都市生活者にとって自然性の最後の砦は肉体であるから、身体性回復を目指してスポーツに熱中することは自然である。身体を動かして森林をつくるボランティア活動の広がりも、この面からの人間性回復への要求と言えよう。

このような面をトータルに含むソフト展開を森林で行うことが、結果的に森林を大切にする社会を確立する。しかしそのシステム化は非常に難しく、行政レベルでは対応しきれない。

その面で「どんぐり銀行」は単なるスケジュール消化でないトータルな活動となっている。

(3) 環境問題への個人的対応

名古屋大の広瀬教授は環境心理学で個人的対応をマクロとミクロのレベルに分けている。

マクロのレベルには三つの認知がある。環境問題の深刻さ、その原因は誰にあるのか、解決に向けて自分が行動することの有効性、だ。

次にミクロなレベルで生活者としての個人が活動を起こすには次の三つの評価が必要になる。①活動のチャンスが身近にあるか（実行可能性評価）、②参加のための経費や作業性の適否（費用便益性評価）、③参加に対する他人からの評価（社会規範評価）

どんぐり銀行の場合を振り返ると、活動は各種の形態が数多くあり、内容も作業性の強いものから遊びの要素の強いものまでバリエーションがある。植林活動などを通じて社会的ステータスも上がり、参加することへの社会的評価が高まった。

このような地道な活動により参加者数が地域社会の三割から五割を占めるようになった時に社会が変わったように見えるのではないか。

## 六、都市と山村の共存へ

地域のアイデンティティーは、地域性とそこでの共同性が結び付いて生まれる。しかしこれまでの森林教育は、森林という地域性と、森での活動という共同性とを直接結び付けようとする点に無理があった。

まちづくりから得たことは、コミュニティ資源こそが地域性と共同性をつなぐ仕掛けとして重要ということだ。私たちの活動で言うと、どんぐりがこのコミュニティ資源であり、どんぐり銀行の活動が地域性と共同性をつないでいる。

また、前回の内山さんの話にあった「共同体機能」と「協働体機能」は、地域型コミュニティとテーマ型コミュニティとも言えよう。

どんぐり銀行はテーマ型と位置付けているが、山村の活性化には自治会などの地域型コミュニティとともにテーマ型の進展が必要であろう。

都市と山村を分類するものは、外観としての自然の豊かさではなく、本質的には相対的なものである。内山さんが言う、「稼ぎ」ではなく「仕事」としての労働があり、精神世界が実現されているという意味での山村は、むしろいまの日本にはないのではないか。

現代の若者はそこから脱却しようと、個人的価値観を多様化させている。その価値観の差が交流の多様性として現れているように感じる。社会資本整備の差を同一化する方向ではなく、その不平等さをも受け入れた精神世界の生活があるのが山村だ、という認識を持つ人は山村に住むことを選べる。そういう方向に行くのではないかと考えている。

どこを選ぶことも可能であり、自由に行き来できる社会システムをつくらない限り、互いの相対化も共存もできない。

以上



# 山縣家の森林経営を視て

島　嘉壽雄
（東京都林業経営協議会副会長）

## 一　まえがき

国民森林会議の第三回視察希望のメンバーは（参加者名簿は29頁表参照）栃木県矢板市上伊佐野に所在する山縣睦子さんの経営する森林を訪れた。矢板市は、栃木県の北東部にあり、同市の森林は、栃木県塩谷郡塩谷町、塩原町などの森林と共に戦後盛んになった新興森林経営地帯で、人工林に占める三〇年生以下の面積が八十四％と高い比率を占めるに至り、植栽本数密度が高い特色を持つ高原林業地と呼ばれてきた。その中にあって山縣家の森林は、一〇〇年生に近い森林をはじめとして、柱材生産を中心に環境保全も考慮した独特の経営を続けている。

山縣家の森林は、明治の軍人であり政治家だった山縣有朋（一八三八～一九二二）が政界を退いた明治一九年に高原山麓の入会地を購入し、農家の二、三男の人達の移住を得て、農場経営の傍ら殆ど天然林だった林に人工植栽を続けた結果成立した林である。久しぶりに見る鬱蒼と茂った森林の中で、通直な幹の林立する美を見ることができた。

## 二　森林のあらまし

一九九五年四月現在の森林構成は次頁表のとおりである。Ⅰ、Ⅱ令級（一～五年生をⅠ令級、六～十年生をⅡ令級と呼ぶ、Ⅲ令級以上も五年毎に同じように呼び、X令級は四六～五十年生の林をいう。）の面積が無いのは、全山が十年程前から非皆伐の取り扱いになったことを物語っている。スギ、ヒノキともⅧ令級の面積が多くなっている。この他竹林〇・四、未立木地一・八、更新困難地一・二、分収造林地三十一・〇ヘクタールを合わせて全合計面積は約四百ヘクタールになっている。また針葉樹の占める面積は、分収造林地を入れて全面積四百ヘクタールの九四％に達し、正に経済林経営を目指してきたことが分かる。

主な施設・装備は、林道（車道）七路線延長一五、七二〇メートル、作業道を含む延長は約三万メートル、林道密度七十五メートル／ヘクタール、他に装備として林内車としてやまびこ号一台、テルピス一台、チェンソー二台、刈払機二台、乗用四輪駆動車二台、リモコン附き自動枝打機一台などがある。整った施設、装備と代々の人々の熱心な努力によって現在の立派な森林が出来上がったのであろう。

## 三　実験林の視察

最初に案内して戴いた実験林は、地蔵平のなだらかな斜面に所在する良質材生産を目的として育てたヒノキ林であった。（写真(1)参照）一九六八年ヘクタール当たり四千本で植栽された林である。地上約六メートルまで枝打ちされた整った通直な立木が並んでおり、適当に灌木が地表を占めているので実に美しくすがすがしい感じがする。一九九七年七月の調査によれば、

約三十年経った現在のヘクタール当たりの立木本数は、三千七十本と密度を高くしてあり、そのため幹が通直となっている。平均胸高直径十四センチ、平均樹高十一メートル、平均枝下高六メートル、平均枝下径十一センチとなっている。

山を管理されているスタッフの一人斉藤武さん（年令六十才前後とお見受けした）の模範枝打ちの実施状況を見る。（写真(2)参照、アルミ製の軽い梯子を使用）枝の根元径五センチ以上のものは伐り落とすという。道具は、なたに似たちょうなと呼ばれるものを使っている。枝打ちの要領は、自分で無節のヒノキの柱材を売るようになって、身に付いたといわれる。高いもので、五寸角ヒノキで一本八十万円で売れたことがあり、人工シボで普通一本六千円で売れる中に五万円したものがあったという。このような良質の材の生産は、柱材を売ってみてその時の枝打ちを思い出し、だんだん体で覚えていくという。この林は、下刈を植栽の翌年（一九六九年）から連年五回、除伐を最後の下刈の年と五年後との二回、間伐は一九八四、同九十年に行ない一部末口十二、十三、十四センチ、長さ三メートルの収入間伐となったという。枝打ちは一九七三年のすそ払いのあと、七七、八十、八七、八九、九十年と入念に行なって、無節を期している。

次ぎに案内して戴いたのは二段林の実験林であった。（写真(3)参照）この林は標高四百三十米、三十度位の傾斜面にあるスギ、ヒノキの混交林で、一九二八～九年に植栽されているので上木の樹齢は約七〇年になる。一九九七年七月の調査によれば、上木の平均樹高二十一メートル、平均胸高直径四十センチ、ヘクタール当たりの立木本数三百五十本、枝下高約十三メートル、平均樹冠幅五、七メートルとなっている。上木間伐は、一九七六年に実施されており、数量は戴いた資料には記載されていないが、上記のようにヘクタール当たり三百五十本残したこ



(1)

## 森林の構成

（1995年4月調）単位：ha

| 齢級 | I | II | III | IV | V | VI | VII | VIII | IX | X | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| スギ | — | — | 0.6 | 3.4 | 22.7 | 22.4 | 36.7 | 65.4 | 22.9 | 20.1 | 194.2 |
| ヒノキ | — | — | 4.0 | 1.5 | 9.9 | 16.5 | 25.5 | 57.7 | 3.5 | 23.8 | 142.4 |
| アカマツ | — | — | — | — | — | — | 1.4 | 1.3 | — | 1.4 | 4.1 |
| その他針 | — | — | — | — | 1.3 | 0.5 | 3.3 | — | — | — | 5.1 |
| 針葉樹計 | — | — | 4.6 | 4.9 | 33.9 | 39.4 | 66.9 | 124.4 | 26.4 | 45.3 | 345.8 |
| 広葉樹 | — | — | 0.7 | 0.3 | 5.2 | 5.1 | 7.5 | 2.9 | 0.1 | 1.3 | 23.1 |
| 合計 | — | — | 5.3 | 5.2 | 39.1 | 44.5 | 74.4 | 127.3 | 26.5 | 46.6 | 368.9 |

竹林0.4　未立木地1.8　更新困難地1.2　分収造林31.0　合計399.9ha

とになるので可成強い間伐を実施したと云うよりも、二段林の第一回の主伐を行なったというほうが当たっている。この林の下木（スギ、倉掛三号）植栽は、間伐した翌年一九七七年に行なわれている。植栽本数はヘクタール当たり約三千八百本であったが、一九九七年現在三千七百本となっている。上木も下木も通直な優れた美しい樹型をしている。ただ下木は上木の樹冠に被圧されて二十年経ったにしては平均樹高が低いが、上木が伐採された翌年から樹高は伸長を始め、現在の平均樹高八メートルから三十年以上経てば、現在の上木の平均樹高二十一メートルに達する。山縣さんのお話では、上木は来年伐採してしまいたいと云われていたが、材価の関係もあるが、林としては伐採することが必要な時期にきている。下木の平均胸高直径は八～十センチとなっていた。また下木の下刈は、植栽の翌々年から毎年一回を三年実施、枝打は上木を一九八二年に、下木は一九八三、八八、九一年に、除伐は下木が一九九三、九七年に実施している。

二段林は、スギ、ヒノキ・カラマツ、ヒノキ・モミ、カラマツなどが我が国やヨーロッパの国々で見られる。東京都の水源林では、一九〇五年頃よりカラマツの下木にヒノキを植栽して二段林を育てている。常時林地が樹に蔽われていて、地力の維持、水源涵養上は適した林の仕立て方である。更に山縣家の林では良質の材まで生産されているとは実に立派な経営をされており、頭の下がる思いがした。



(2)

最後に案内して戴いたのはタカボッチと呼ばれるなだらかな斜面に聳えるスギの高齢大径木生産林であった。（写真(4)参照）一九〇三年から同五年の間に植えているので樹齢は九十年を超えている。現地の説明で、眼の前に聳えるスギは、樹高約三十五メートル、胸高径周囲約一七〇センチ（直径約五〇センチ）とのことであった。このような大きなものから胸高直径三十センチのものまで入混じって中々壮観である。柱材としては太くて樹高の高いだけでは不十分で、枝下高が高く、目標の柱材が何本採れて、しかも捨てる材積ができるだけ少ないことが最低必要であろう。ここでは伐り倒したら、ウインチで遠距離（百メートル前後）を持ち上げ、土場で吟味して玉伐るという。一九九七年末になって、スギの柱材はもともと外材と



(3)

同じ値になっているので下がらないが、ヒノキの柱材が外材に押されて下がっているので頭痛の種だと歎いておられた。

この実験林の考え方は、森林を持続して経営して行くためには森林の地力の減退を避けるために皆伐を避け、間伐を繰り返し百年以上の高林齢の大径木生産をする事にある。

一九七五年以前の間伐のデーターは、戴いた資料に無いので省略するが、一九七六年に二三五立方メートル、間伐率にして十五～二十%の収入間伐を実施している。その間伐後のヘクタール当たりの本数は五百～五百九十本となっている。また次ぎの間伐は、一九八三年に二八〇立方メートル、率にして一五%の収入間伐を行ない、間伐後のヘクタール当たりの本数は四四〇～五〇〇本となっているが、一九八六年に行なった〇・〇五ヘクタールの標準地調査によると、ヘクタール当たり三八〇本となっているから一九九七年現在の本数はヘクタール当たり三百本前後ではないかと見られる。現実にも胸高直径三十～五十センチの林になると、立木本数は、この程度のヘクタール当たりの本数に成ってしまう。



## 四　山縣さんの森林経営

戴いた資料には次の説明があった。

### 「森林経営方針」

現在、当山林の令級構成表で見られるとおり三十～四十年生以下の林が多いが、皆伐を避け一〇、五～一二センチ径の柱角取りの丸太生産を中心とした収入間伐を実施している。

昭和五十年から必要な枝打ちを重点的に実施してきたので、肥大成長より枝下高の高い高品質林の造成が図られてきた。そのため、優良品種の杉苗木生産、適切な時期の下刈り、つる切、枝打、間伐を行なう努力をしている。

昭和五十年～六十年の十年間は、⑴素材生産、販売と育林との収支のバランスに重点を置いた間伐計画を実行⑵如何にして効率の良い作業配分でコストダウンを図るかを考えてきた。その後の十年間（六十一～平成七年）は、①高密度路網の開設②作業員の衛生安全と省力化の為の森林作業の機械化を目指している。

更に現在の日本経済の中での木材需要の動向を見ると、構造材としての柱材需要に重点を置いているが、これからの日本人の生活意識の変化、住宅供給の状況を考えて内装用造作材、集成材など向けの素材生産を考える必要があり、他方外材増に備える為に、又労務費増大に備えるためにも小・中径丸太中心の生産を大径木丸太生産に移行しようとしている。

当山林には、八十年～百年生の杉、檜の団地があるので、将来の参考の為二百年、三百年まで保存すべく、行政側の優遇措置を期待しながら長伐期経営を模索している。現在実施している柱材生産は、長期間森林を維持して行く為の重要な収入財源である。

### 「従業員問題」

一九九七年現在、作業員、事務職員九名の内二名は、農繁期間三～四ヶ月は欠勤しているが残り七名は常傭である。都市化が進み、農林業の後継者が企業のサラリーマンに姿を変えてしまい、林業労働の働き手がいないのが悩みの種であるという。山縣さんの考える若者に魅力ある職場としての条件は、

(1) 苛酷、危険な林内作業を機械化する。
(2) 作業技術に見合った高水準の賃金支給。
(3) 「単純作業の繰り返し」でつまらない作業でなく、個々の工夫、意見を聞いて楽しい職場にする。

(1)(2)は経営側の努力で実現可能であるが、(3)はソフトの部分を含め一番難しい項目であり、この解決が森林経営を活性化するポイントであるという。現在、Uターンの若者一名が就業して三年になるが、楽しんで林業に従事しているとのことであった。

## 「森林の開放、多目的利用」

従来林業経営とは、人工林を育て、素材生産をすることにのみ力を注いできた。しかし近年人々は大都会の機能一辺倒の住環境から逃れ、心の豊かさを求めて森林や水辺を求めるようになった。私達森林経営者は、これからの森林を都会の人々との交流の場として考える必要があると思う。

そこで一つの試みとして、私の所有林の一部を都会の人々に購入してもらい、立木を共有して多数のオーナーで経営する、所謂「みどりのオーナー民間版分収育林」を計画し、平成三年十月に実施することができた。「高原未有（たかはらみう）の森」と名付けられ、七十名のオーナーと栃木県森林整備公社、所有者の三者契約でスタートしたのである。

林業を知らない人々も自分の所有林に入って育林作業に触れてもらい、森林について学び、森林作業の苦楽を味わい、将来の収穫を分け合う喜びを期待してもらうためである。

私は、森林の広い空間と多様性を求める多くの人々のふれあいの場となる良い自然環境を提供すべく、美しい森林作りを目指している。

現地では時間、資料の点で質問できなかったので、帰京して次ぎの三点について、ＦＡＸで回答を戴いた。

(1) 伐採の年別材積と収支
材積は立木材積
平成七年　九八二立方メートル
同　八年　九〇八　同
この収入支出は両年度とも約千五百万円程度であるが、平成七年は、約一五〇万円の赤字、同八年は、一一〇万円の黒字となっている。

(2) 相続税についての考え方
① 保安林指定を受けている山林に関しては少なくとも農地並みの税制に改正して欲しい。
② 立木一代一課税
林業経営者協議会で長年要望してきたことであるが、立木一代一課税などヨーロッパ先進国の森林保全の為の手厚い措置を手本に、日本の森林税制を洗い直してほしい。

(3) 後継者問題
これからの森林に関する一般の人々の考え方は変わってくると思う。単に木材生産という目的だけでなく、流域管理システムもその現れであろうが、公益的要素がアピールされて来ている。この意味でこれからの森林所有者の後継者は、従来の家族（配偶者、子供）から、換言すれば所有者から管理経営者を切り離して考えたほうが良いと思う。本来の株式会社組織と同じく、管理経営の力量、適性が有る者が継承することが大切だと思う。

以上が山縣さんのご意見であった。

## 五　視察雑感

一九九八年四月から日本では金融のビッグバンが来るという。この時代に収益の低い山林を公益面も考えながら経営して行くのは大変なことだと思う。しかし森林の管理は続けなければならない。しかも生産コストを安くする努力を続けながらである。

山縣さんの森林をみて、その経営の様子と考え方の中にその回答の幾つかが見えてきた。厳しい社会環境にも屈しないで、今後とも立派な経営を続けられる事を祈って止まない。

森林の公益機能を高める為に、又森林から適度の収穫を得るためにも、省力林業に努めながらも、森林の除伐、間伐など最小限の手入れが必要になってくる。この手入れによって特に地表面の土壌に日光が当たることによって、落葉の分解が進み、土壌内に孔隙が生まれ、降雨が浸透し易くなる。この機構が樹木の成長を促して行く。従って森林が生き生きと育って行くためには、手入れは欠かせないのである。そして

収穫した材が適当な価格（できるだけ安い価格になってほしいと一般の人々は思う）で売れないと、手入れをする資金も意欲も生まれないと思う。

そこで我々一般人には何ができるかを考えると山縣さんのような山林経営や国有林（行政改革で経営内容が森林保全に変わることを期待するが）公有林の管理に寄与することと個人の木材利用のためにも、日本の国土に住む人は、日本のその地方に近い森林から生産された木材を使用することではないかということである。その理由は、その木材はその風土に最も適して育った木材だから、他の木材より耐久性があるということである。それはその付近の古い神社、仏閣の建物が物語っている。森林は、このように木材が使用され、持続経営されながら維持管理してゆくのが理想的ではないかと思う。

これからの日本の森林の取り扱いは、外材に押されてますます内地材の売れ行きが心配され林業はますます衰退してゆくのではないかという見方もある。しかしいくら規制緩和といっても内地材が日本の国土に一番馴染んで耐久力があることが分かれば、日本に住む人は、日本の材を使うようになると思う。まだ森林政策の中にこの大切な広報が入っていないのである。内地材の品質の良さと価格を下げる努力によってまず内地材を使い、不足分を外材で充たす政策を立ててほしいものである。

一九九七年末から、金融界を始めとする不肖事件によって、日本の信用が落ちてきたといわれ、そのためか円が下がっている。円が下がると外材は影を潜める。このようなことは今後も繰り返し起こり、円が相対的には下がって日本の実力に相応しい値に落ち着くことを期待したい。その可能性も十分あると思う。

森林を取り巻く社会情勢は、環境保全の為には森林は重要だといわれながら、税収が落ち財政が逼迫すると森林地帯への予算は削られる運命にある。将来はますます厳しくなる可能性もある。そこで森林地帯の人々は都会の人々と力を合わせて、森林の手入れと木材の販売に今迄以上に努力してほしいと願う。そして森林地帯に住んでおればなんとか生活できるという社会を創ってほしい。そしてそれを実行し易い社会を実現するのが政府と市民の責任ではないかと思う。

## 山縣家林業経営見学参加者名簿

1997年11月１日

| 参加者氏名 | 参加者氏名 |
|---|---|
| 大内　力（会長） | 阿部保吉 |
| 萩野俊雄（事務局長） | ディクソン L マカンジ |
| 酒井利勝 | ナルモン インプラシータ |
| 渡辺桂 | 落合あづさ |
| 石田令子 | 岡田直紀 |
| 親川礼子 | 増田美砂（幼児１名） |
| 島　嘉寿雄 | |
| 榎戸勇 | 垣渕貞男（事務局） |
| 由井さおり（他１名） | 松本佳子（事務局） |
| 岡　和夫 | |
| 雨宮弘子 | |
| 石見　尚（他１名） | |
| 山田　純 | |
| 吉沢四郎 | |
| 後藤克巳 | |
| 小林政美 | 以上32名（幼児を含む） |
| 藤原利広 | |
| 足本祐子 | |
| 足本 | |
| 内山　節 | |
| 田中　茂 | |

（名簿の順不同）

# アトランダム雑誌切抜き

8月～11月

15000

**◆欧米国有林の近況と我が国国有林問題**　手束平三郎（林政総合調査研究所理事長）水利科学・8月1日発行・（水利科学研究所）

なぜ林業が国営なのか、持続的経営が行われているが、資源としての質の低下が懸念される。アメリカなどの国公有林の近況を述べて対比、問題点を指摘。

日本の国有林の歴史をたどり問題点として、①経営目的・経営方針が法定されていない、②財産管理上の「国有林野法」のみ、③持続的経営原則が守れなかった増産指向期、④累積債務拡大の改革期、を挙げる。

海外国公有林の問題では、「生態系管理システム下におくとしながら具体化はまだ」（アメリカ）、「スリムな組織、民活方式が成功、伐採の縮減に業界の圧力」（カナダ・ブリティッシュコロンビア州）、「小さいが順調、林業委員会が森林も営造物公園として一体的に管理」（イギリス）、「一〇〇年の長伐期、森林構成は充実。直傭体制が足を引っ張っている」（ドイツ・バイエルン州）、「労務が問題」（フランス）、「国有林民営化の先駆け、収益性追求と収穫量・質の維持が課題」（スウェーデン）と分析。

**◆21世紀におけるわが国森林・林業の意義とあり方**『林業経済』8月号（林業経済研究所）

**今後の森林資源管理の展望**（福島康記同研究所理事長）

林政審の中間報告を受け、国有林として残すべき森林の現況とその整備の方向を示していない。地方に森林行政をシフトさせるためには地方行政の分権化の確立とかってのような、人と森林との関係の回復のための手立てが必要、と中間報告の不十分さを指摘。

国有林は公益的機能発揮の資源としては低位にある。わが国の一三〇〇万ヘクタールの天然林も四四%が四〇年生以下、六一年以上が三八%という状態。目的に応じたソーニングが必要。国有林の木材生産力は軽視できない。計画伐採・森林組合の活動力を高め、林業生産の継続性を高めることが必要。伐採と造林の経営内の連結を技術面も含めて図れ。国有林はその手本を示す極長期性をもつこと、効率的・計画的な経営管理の条件を備えている。

**『安定社会』にむけての山村のやくわり**　北尾邦伸（島根大学農学部）

「中央の支配」と「地方のたかり」を精算すべき時期。総合開発計画は止めるべきだ。森林でいえば長期見通し・森林資源基本計画・全国森林計画もだと指摘。関わった県森林審議会など地方の機関を通じて、「ツキノワ熊の保護」「林業公社の経営悪化」「里山」など地方政府の限界を例示。「里山植民によって、都市政策・住宅政策・山村過疎対策を総合した山村振興策を」と提言。

**◆明治30年森林法のルーツを訪ねる**　筒井迪夫（東京大学名誉教授）GREEN AGE 9月号（日本緑化センター）

法制前史として一八〇年代のヨーロッパ「ナチュリズム」を象徴するドイツの諸説を紹介、日本でも法制化前にそれを巡る議論があったと指摘。日本の「記紀万葉以来の伝統的な森林観」が、「ヨーロッパの森林観」と類似していたため、30年森林法は生産（経済）と保全（環境）の両立を目指し、いまもその精神は生きている。明治30年森林法は、それを実現し具体化する知恵を提供する意味で、世界に貢献できる日本の「文化資産」である。

**◆21世紀の製紙原料を担う〝育てる原料〟**『紙パルプ』（日本製紙連合会）

「紙づくりと森林の新しい関係を探るシンポジウム」が6月16日開かれ、その要旨を2号にわたって掲載。8月号は甘利敬正本州産業社長、セニブラ社環境部長J・マガリヤインス、ウェール大学J・エヴァンス教授の基調講演を収録。この中で甘利社長は、「日本の資材は量質ともに海外に見劣りしコ

スト競争に不利、また労働力不足で対応ができない。75年から96年にかけて海外一五か所で九万二〇〇〇ヘクタールを植林したが、五五万ヘクタールを目標にしている」と現状を紹介。ゼ社でも「二〇万ヘクタールを目標にユーカリなど植林、環境・地元とも問題ない」と報告。J・マ教授は「①熱帯の植林が増加し天然林を越える供給になろう、②住民参加、森林学による森林管理が必要、③人工林は持続可能だが天然林を補充するもの」と述べた。

9月号では、熊崎実筑波大学教授をコーディネーターにした討論を掲載。

熊崎教授は①日本は海外から六〇〇〇キロも原料を運ぶ、②天然林伐採、③アメリカ東南部からの広葉樹の伐採による環境悪化などの問題を抱えていると提起。①植林進出によって地元とのトラブル、②ユーカリのような短伐期樹種は「持続可能」といえるか、③日本でも年間一億立方メートルが成長しているのになぜ外地での植林か。とテーマを投げ掛けた。

討論の結果を熊崎教授は、①ユーカリのような単純なプランテーションは地元の反発を招く、②植林の意思決定や実施には住民参加をとまとめた。

◆**「水源税」構想に反対**　立花宏経団連常務理事　月刊KEIDA NREN9月号（経済団体連合会）

7月に「国有林整備に係る費用負担のあり方について」まとめたが、国有林の公益的機能は広く一般が享受しており、一般財源で賄うべきで、公益機能の一部を受益者に特定させて負担させることに反対。

◆**不在村森林所有と森林組合**　田中茂（元岩手大学教授）『森林組合』9・10月号（全国森林組合連合会）

70年センサスでは不在村森林所有は二一一万ヘクタール、私有林の一五%だったが、80年センサスでは三〇〇万ヘクタール、私有林の二二%に達した。

その実態と森林組合の位置を和歌山・北海道・岐阜・岩手の状況から詳細に見ていこうとする連載。和歌山では、山番が高齢化と社員化が進み、加えて森林組合の造林・伐出への進出で減少してきたこと分析。

◆**「行革の国」は「環境の国」**　早房長治（朝日新聞編集委員）グリーンパワー10月号（森林文化協会）

日本と同じ国土面積に三六〇万人というニュージーランドは、GDP一人当たり一万三〇〇〇ドルに達するが環境の悪化はない。91年に資源管理法を制定し土地・水資源・大気を一元的に扱うことにした。管理計画は市町村（評議会）が具体化する。森林の扱いについては、91年に地主・材木生産者・植林業者・環境保護団体・レク団体が合意したものがある。①天然林地域に植林プランテーションを作らない、②天然林の貴重な相続価値をお互いに自覚、③天然林の存続する地域は維持改善、④植林による生産林は減少する天然林に替わる永続的に更新される繊維とエネルギー源、⑤商業的森林企業と森林保護グループの互恵利益、というものだ。

ラジアタ松が人工林の九〇%を占め、90年代に入って生産林の面積は一～一〇万ヘクタール増加した。七項目のチェックを官民協調で実施している。95年5月「二〇一〇年への環境戦略」を打ち出したが、環境が改善されるだけでなく、経済が発展し、社会の一体感が高まることが大切。政府や地方自治体がこのビジョンを実現するため、「管理」「予防主義」など一一の原則を示している。

◆**木炭の特性とその利用**　谷田貝光克（森林総合研究所生物機能開発部科長）『木材工業』10月号（日本木材加工技術協会）

昭和20年代二〇〇万トンあった炭生産も、50年代には三万トンに落ち、その後回復して七万トン前後で落ち着いている。輸入を含め一六万トンが消費されている。

国内消費量は、

| | |
|---|---|
| 農業用 | 一四七六七トン |
| ゴルフ場用 | 五〇〇〇 |
| 畜産用 | 二三八七 |
| 水処理 | 二〇三七 |
| 調湿用 | 一九四〇 |
| 前年からの伸び率でみると | 二一二四% |
| 消臭用 | 七五一 |
| 寝具枕用 | 六三六 |
| 炊飯用 | 三二六 |
| 融雪用 | 二七二 |
| 畜産用 | 二五四 |
| 水処理 | |

など、新しい用途が目立っている。かつての名人芸が支えた製炭から、反復動揺型炭化炉などの開発が進んでいる。PL法での表示も「燃料・飲料水・炊飯・水処理・土壌改良資材・住宅床下調湿・鮮度保持」など新しい用途を示した

が、今後も新たな用途が開発されよう。

**◆廃材でつくるオモチャ**　野村隆哉（京都大学木質科学研究所）『AFF』10月号（農林水産省広報）

「木の素晴らしき世界」の連載の一つ。長い間優れた木製の玩具のデザインや製造に関わった体験から、①無垢の木を使う（ツキ板にならない木材を利用）、②色を付けないで木への愛着を育てる、③子供が成長しても部屋のアクセサリーとなって使えるものを、④幼児の想像性を高めるものを、と提言している。

**◆人類の財産としての森林**　『森林科学』10月号（日本林学会）四本の論文を掲載。

エコツーリズムのジレンマ（伊藤太一筑波大学森林工学科）

エコツーリズムが盛になるにつれ、エコノミー重視が矛盾を生んできた。その対応策として、エコツーリズム体験を日常生活に引き寄せることが必要。①量的規制と利用制限（ゾーニングを含めて）、②文化資源の活用により関心を分散化する。そのためにも日本では林野庁・環境庁・文化庁に別れた縦割り行政の是正が必要、③住民が自主的に設定管理する保護地域とすることが必要。

第二特集は「雑木林の世界」で、中部支部のシンポジウムを掲載。

雑木林の仕組みと働き（只木良也プレック研究所生態研究センター）は、里山雑木林は対策の空白地。かつては有機肥料や燃料の素材を提供し、里山林業として植林の対象にもなった。現在は住宅・工場・ゴルフ場の予備軍視されている。樹木の効用は四〇にも達するが、加えて里山は環境の持続性・安定性に役割を発揮している。だが森林の効用を数量的に示すことは相応しくないところに、難しさがある。

**◆インドネシアの森林火災**　荒谷明日兒　木材情報10月号（日本木材総合情報センター）

WWF（世界自然保護基金）の発表でも五〇〜一〇〇万ヘクタールが消失。伐採跡地が主だが、二次林・原生林まで広がる恐れも。原因はオイルパームプランテーション造成と産業造林のための火入れで、火元企業は一七五社に達する。オイルパームは六〇万ヘクタールが二二〇万ヘクタールに増え、産業造林は一八〇万ヘクタールを二〇〇〇年には二三〇万ヘクタールとする目標だ。

林業省は、二九企業の短期伐採権を取り消したが、この中には五国営企業の六九件が含まれる。プランテーション五八件、植林会社六〇件、外領への移住一〇件も含まれる。農業省は火入れプランテーション企業の二九人を取り調べている。ボブ林業協会会長は「被害面積の八〇%が草地、有罪になればあくまで闘う」と声明。しかしイスラム系日刊紙Republikaは「目先の経済利益が優先され、環境に対する持続可能な経営が度外視された結果」と伝えている。世界銀行林業コンサルタントJダグラス氏は「択伐地でも皆伐になっている。コンセッション経営について企業を含め考えるべき」と語っている。

**◆世界最大の大館樹海ドーム**　現代林業11月号（全国林業改良普及協会）

8月1日秋田県大館市に完成した大型木材ドームをグラビアで紹介。六〇年生径二〇センチ以上の秋田スギ二万五千本を使い、大断面集成材で高さ五二メートル、長径一七八メートル、単径一五七メートル、ドーム内一万三千㎡の世界一のドームを完成。観客席は五〇四〇席。アリーナには一万人が入れる。

**◆スギ・ルネサンス―素材生産から住宅まで**　『木材工業』11月号（日本木材加工技術協会）

人工林面積の四四%、蓄積の五九%を占めるスギがわが国の林業に及ぼす影響は大きいが、本誌では「いまスギが新しい」のテーマで九本、「スギを活かす」テーマで一六本の論文を掲載。学者・材界・行政などから実態報告や問題提起をさせて、スギ最前線を探っている。



# 切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この三カ月〉

9～11月

【朝日】9月23日―国有林の赤字はまず止血を―

積もり積もった国有林の赤字を、どのようにしたら解消するか。

農水省が処理案をまとめた。特別会計の累積債務は、来年度末には三兆八千億円にのぼる。うち五千億円は木材収入などで返済するが、残る三兆三千億円は一般会計に移し、国債費で返したいという。

これでは、借金を国債に振り替えるだけのことではないか。責任ある債務処理策とは、とてもいえない。農水省には、財源の裏付けのある処理策を示す責任がある。

その具体策を考えるに当たっては、まず「森林は国民みんなの財産である」という認識を基本に置く必要がある。

そのうえに立って、毎年の経費をその年の木材販売収入でまかなうという、特別会計の独立採算制は廃止すべきである。

この独立採算制こそ、貴重な天然林までやみくもに伐採する収奪的な経営に走らせ、国有林の荒廃に拍車をかけた現況にほかならないからだ。

国有林は、日本の全森林面積の三割、全国土の二割を占める。その維持管理に最低必要な費用は、国民全体が負担する一般会計から支出するのが当然だと考える。

勿論、放漫経営で今日の事態を招いた農水省や林野庁が、身を切る努力を先行させなければならない。

林野庁は一応、リストラ案を示した。全国に二六四ある営林署を六割に減らし、一万五千人いる職員を二〇〇四年には五千人に削る。国の仕事は森林の保全管理や治山に限り、造林や木材生産は全面的に民間に委託するという内容だ。

それだけでは足りない。累積債務を解消する責任はむろん、農水省自体にあることを忘れては困る。

特別会計は、年に二千億円ずつ借金を増やしている。いま必要なことは、これ以上借金を増やさない「止血措置」だ。この手当ができれば国有林が守られる。そこに目標を定めるならば打つ手は見えてくる。

たとえば、林業の発展に必ずしもつながらない大規模林道の建設は、やめる。

林業以外の既存の予算も、見直さなければならない。農家が望まない土地改良事業は、やめる。環境を破壊するような干拓事業も、やめる。

森林を保全すれば、農業用水をためる能力が高まる。その分、ウルグアイ・ラウンド農業予算の土地改良事業費から回せば、温泉ランドをつくるより、ずっと有意義な使い方になるだろう。

農水省の来年度予算要求は、公共事業関係だけで一兆八千四百億円。一割削るだけで「止血」の予算が確保できる。

三兆円余の元本は、実は木が育てば確実に返せる。国産材が振るわないのは、伐採に適した木が少ないからだ。戦後の復興期に大量伐採したが、そのときに植林した木がまだ育っていない。

太い木に育つまで伐採期を延ばせば、それだけ高値で売れる。将来にわたって再生可能な森林資源の強みである。

国有林の赤字を増やした責任は、大蔵省も免れない。一般会計で手当すべき国有林の維持管理費を、財政投融資からの借金に振り替えたのは財政当局である。

予算がないと嘆く前に、むだな予算を削って、必要な分野に回すのが財政当局に課せられた役割ではないか。農水省関係の予算に限らず、既得権に切り込まなければ、財源は生み出せない。

国有林対策の先送りは、いっそう森を荒らすだけだ。財源の裏付けのある債務処理の枠組みづくりを急いでほしい。（社説）

【日経】10月9日―世界の森林三分の二が消滅―

国際自然保護団体の「世界自然保護基金」（WWF）は八日、世界の自然林は文明が始まった時期とされる八千年前に比べ、約三分の二が消滅し、森林消滅が現在のペースで進めば、五十年後には自然林を完全に失う国が出るとした報告を発表した。

地域別では、八千年前に比べた消滅率は、アジア太平洋地域で八八%と最も高く、今後二十五年で九〇%に達すると予測している。

世界の自然林分布の研究は、WWFと「世界保護監視センター（WCMC）」実施。気候や地形、植生などの諸条件を基にコンピュータ試算した結果、八千年前の森林地域は八十億八千万ヘクタールと推定。現在は約六二%減の三十億四千四百万ヘクタールとしている。

WWFは、世界の熱帯林は伐採や農地転用、火災で年間一千七百万ヘクタールの割合で消滅し、北米や欧州、ロシアの温帯・寒帯林も同様に消滅していると指摘。現ペースで進めば、マレーシアやタイ、パキスタンなどの自然林は五十年以内に完全に消滅すると警告した。

各地域の消滅率は、アジア太平洋の八八%を筆頭に、欧州六二%、アフリカ四五%、南米四一%、北米三九%、ロシア三五%の順。

WWFは、残存する自然林のうち政府保護区域の割合はいずれの地域も一〇%に達していないと述べ、各国政府に対し二〇〇〇年までに最低一〇%の保護区を設定するよう呼びかけた。

【日農】10月13日―山村再生を探る―

国土庁などは十五、十六の二日間、岡山市内のホテルで「山村再生への計画と実践」をテーマに全国山村振興シンポジウムを開いた。山村は、環境問題の高まりから見直し機運にあるものの、過疎化が深刻となっており、再生策を探ろうと、全国の自治体関係者四百五十人が参加した。パネルディスカッションでは、新農基法論議でも焦点となっている条件不利地域対策もからめ、地域実態に応じた国の支援策の拡充を指摘する声も相次いだ。

第二十三回を数える全国山村シンポは、国土庁、全国山村振興連盟、岡山県が主催。具体的な事例をもとに、中山間地問題に直結したい国内の山村政策の方向などを論議した。

岡山県加茂川町の片山町長が、中山間地を逆手にとった町づくりの実践と農作業の受委託はもちろん、地域特産物の開発、後継者育成まで幅広い農業を実践している農業公社の活動などの事例を発表。

【日経】11月6日―国有林野　債務繰り上げ償還―

三兆五千億円の巨額の債務を抱える国有林野事業について、大蔵省と農林水産省は財政投融資資金からの高金利の借入金を繰り上げ償還するため、新たに国有林野債（仮称）を発行して借換資金を調達する方向で検討に入った。発行総額は三兆円規模となる見通しで、九八年度中にも発行する。金利負担を軽くすることで、国有林野事業の継続にメドをつける。ただ、元本返済など抜本処理の先送りにつながる可能性もあり、調整が難航しそうだ。

国有林野債務の平均金利は年五・二%で、債務残高は九八年度末には三兆八千億円に達する。年間の元利払いの返済額が約二千八百億円と林野事業の収益を大きく上回り、債務が増え続けている。このため特例として繰り上げ償還を認める方向で調整を進めることにした。

検討案によると、林野庁の国有林野事業特別会計が政府保証の付いた債券を発行し、財投資金への借り換え原資に充てる。償還期間は十～二十年間を予定。国有林野事業の債務の約八割を占める年四%超の負債を借り換える案などを検討している。十年物国債の新発債の表面利率が同二%程度であることから、国有林の債務金利を現在の半分程度の同二%半ばに引き下げる。利子負担は八百億―一千億円ほど減る見込み。

国有林野債の引き受けは、生命保険会社や銀行など民間金融機関を中心とする。農林水産省は大蔵省の資金運用部が一時的に半分程度を引き受けるよう求めているが、大蔵省は難色を示している。高金利債務の償還にともない発生する財政投融資資金の逆ザヤについては、①国有林野債の増発での返済②郵政三事業の剰余金の活用―などを軸に検討が進む見通しだ。

【毎日】11月13日―改革のゆくえ　国有林野―

特別会計に一九九八年末で三兆八千億円の債務を抱え、破たん状態。農林水産省は独立採算性の廃止、人員一万人削減、伐採業務の民間委託を柱とする合理化計画とともに、概算要求でうち三兆三千億円を一般会計に引き継ぐことを求めた。しかし、農林水産省要求は「国債費で返済」という財源の裏付けのないもの。大蔵省は「借金の付け回しに過ぎない」と反発している。債務膨脹は、収益源の木材販売が外材流入などで押される中、単年度の収支悪化を財政投融資から借入金で補てんする形をとったためだ。

旧国鉄債務と同様、財政構造改革会議・企画委員会（座長・加藤紘一自民党幹事長）が抜本処理策を検討するが、旧国鉄債務処理の議論に比べ、論点が絞り切られていない。事業のリストラ、高金利

の借金減免などが、今後の焦点になるとみられるが、現段階では、処理策取りまとめの見通しは立っていない。

【朝日】11月14日―計画策定権限市町村へ委譲―

林野庁は十三日、全国の森林面積の七割を占める民有林の荒廃に歯止めをかけるため、国と都道府県が決めていた木材の伐採や造林など、各地域の整備計画の策定について、来年度から市町村に権限を全面的に委譲する方針を明らかにした。民間の森林所有者による森林管理の放棄が広がっているが、市町村や地元の住民団体が森林所有者と契約し、造林や間伐などの代行を促す。国の一元管理から地域の実情に合わせたきめ細かな管理がやりやすい市町村主導に転換する。

同庁は、市町村への権限委譲を盛り込んだ森林法の改正案を次期通常国会に提出する方針。市町村の財源を確保するため、地方交付税措置の拡大を自治省と折衝する。

【毎日】11月18日―国産材で住宅作り―

東京都品川区五反田の建築家、辻垣正彦さんは、国産材一〇〇%の住宅造りを進めて五年目になる。注文は口コミなどで計二〇軒と着実だ。間伐材を大いに利用するなどして付帯工事を含めると坪六〇万円からと意外な低価格を維持しているからだ。だが、単に注文が来ればいいというわけではない。国産材の利用が国内の山林と熱帯の森を荒廃から守ることにつながるとの理念に裏打ちされている。

世田谷区大原で立て替えが進む元配管工事業、天野武志さん(63)、雪子さん(61)の二階建て住宅。建築雑誌で辻垣さんを知り設計を依頼した。屋根、壁、床の下地材は二〇年生以下のスギの間伐材を製材した板だ。

構造材も柱(四寸角)はヒノキ、梁はアカマツ。辻垣さんが提携する静岡県天竜市の製材所などから直送された国産材。節があるが、そういう木材を使うのが間伐材利用とともに費用を抑える秘けつという。

外壁は珪藻土、内壁はしっくい。化粧合板や塩化ビニール系の壁紙を使わない自然住宅仕様だ。天野さん夫妻は、雪子さんがアトピー体質で、「木が呼吸する風通しのよい住宅を」と話す。

辻垣さんは、奈良県生駒市で建設中の鉄筋コンクリート造りの民間マンション(五階建て、二〇戸)も設計した。地元業者が落札した価格は坪六五万円。付帯工事一切を含めた数字だ。相場より一〇万円以上安い。必要な木材は地場の吉野スギなど国産材でまかなう。

戸建ても実質本位なら同六〇万円で可能で、輸入材を多用した木造住宅より安いくらいだ。それでいて「補修しつつ戸建て六〇年、マンション一〇〇年」と耐久性に自信を見せる。

辻垣さんは、荒れる山林の実情を知った一〇年前から、ライフワークとして国産材の利用を心掛けた。それが「一〇〇%」に発展したのは一九九三年春。熱帯の森と共生する人々の暮らしを知りたいと、パプアニューギニアやその東隣りのソロモン諸島に出掛けた。そこで、日本の商社などが資本参加する伐採会社に、わずかな補償金で伐採権を譲り渡し、暮らしていた森を丸裸にされた集落をいくつも見た。このように熱帯資源を食って成り立っている「住」への疑問が頂点に達したのがきっかけだった。

辻垣さんは、「日本で使われる木材の八〇%は輸入材。国産材より平均一〇%安いからだ。この構造を逆転するには、国産材をより多く利用していくしかない」と説明する。

【朝日】11月28日―国有林野累積債務　一部を繰り上げ償還―

巨額の累積債務を抱える国有林野事業の抜本改革について、大蔵省と農水省は二十七日までに、累積債務三兆八千億円(来年度見込み)のうち二兆八千億円を繰り上げ償還して金利の軽減を図るとともに、その元本は一般会計が引き継ぎ、国債に振り替えることで基本的に合意した。二十八日に開かれる政府・与党の財政構造改革会議の企画委員会(座長・加藤紘一自民党幹事長)に、事務局案として示す。

国有林野事業の債務は全額が財政投融資からの借り入れで、金利は平均で五・二%と高い。これを繰り上げ返済し、二%台の低利資金に借り換える。しかし、金利が軽減されても、毎年数百億円の利払いが必要になる。

一般会計での元本負担は認めるかわりに、利払いは特別会計の林野事業予算などで負担するよう求める大蔵省と、一般会計の国債費で処理するよう主張する農水との対立は残っている。

農水省の処理案は、三兆八千億円の債務元本のうち一兆円は木材収入などで五十年間かけて自己返済し、残りの二兆八千億円は一般会計で負担するよう求めていた。その点では両者が歩み寄った形だ。

# 森林の未来を憂えて

## ――国民森林会議設立趣意書――

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊　国民と森林

1998年新年号
第63号

■発　行　1998年1月1日
■発行責任者　大内　力
■発行所　国民森林会議
東京都港区赤坂1-9-13
TEL03(3583)2357
振替口座 00120-0-70096
■定　価　1,000円（〒共）
（年額 3,000円）